

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 7 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

令和 7 年 3 月 5 日 (水)

令和7年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月5日（水） 開議 午前10時00分
散会 午後 3時15分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝憲</u>
<u>5番 伊藤 真千子</u>	<u>6番 西谷 賢治</u>
<u>7番 村本 敏美</u>	<u>8番 加藤 彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝憲</u>
<u>6番 西谷 賢治</u>	<u>7番 村本 敏美</u>
<u>8番 加藤 彰男</u>	

欠席議員 5番 伊藤 真千子

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	岡田 守		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 寿基

令和7年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第10号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第11号 東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第12号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 東栄町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議案第18号 東栄町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第16 議案第19号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第17 議案第20号 旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第21号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第19 議案第22号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第23号 令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第24号 令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第25号 令和6年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第26号 令和6年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第 2 4	議案第 2 7 号	令和 6 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について
日程第 2 5	議案第 2 8 号	令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 6	議案第 2 9 号	令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 7	議案第 3 0 号	令和 7 年度東栄町一般会計予算について
日程第 2 8	議案第 3 1 号	令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
日程第 2 9	議案第 3 2 号	令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 0	議案第 3 3 号	令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について
日程第 3 1	議案第 3 4 号	令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
日程第 3 2	議案第 3 5 号	令和 7 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
日程第 3 3	議案第 3 6 号	令和 7 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
日程第 3 4	議案第 3 7 号	令和 7 年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第 3 5	議案第 3 8 号	令和 7 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第 3 6	議案第 3 9 号	令和 7 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第 3 7	議案第 4 0 号	令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について
日程第 3 8	議案第 4 1 号	令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
日程第 3 9	議案第 4 2 号	令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和 7 年度第 1 回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 7 名です。なお、伊藤真千子議員から療養による欠席の届が出されていますのでこれを受理しております。

定足数に達しています。直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について議会運営副委員長から報告いたします。

議会運営副委員長。

議会運営副委員長（櫻井孝憲君）

失礼いたします。令和 7 年第 1 回議会定例会第 1 日の運営について 2 月 27 日に議会運営委員会を開催しその結果を報告させていただきます。日程第 1 会議録署名議員の指名、日程第 2 会期の決定は従来通りです。日程第 3 諸般の報告は議長より報告があります。日程第 4 行政報告、日程第 5 町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。日程第 6 教育方針説明は教育長より説明があります。日程第 7 以下の議案審議につきましては配布しました議案審議一覧表の通りで、議案第 20 号は本日採決といたします。続いて一括議題として上程する案件は議案第 22 号と議案第 23 号、議案第 25 号と議案第 26 号、議案第 27 号から裏面のページの議案第 29 号、議案第 31 号と議案第 32 号、そして議案第 34 号から議案第 39 号と議案第 40 号から議案第 42 号とし、これらは委員会付託します。また、議案第 10 号から議案第 19 号と議案第 21 号、議案第 24 号、裏のページに移りまして議案第 30 号、議案第 33 号につきましては一件ごと上程し委員会付託します。以上付議事件は議案 33 案件でございます。また会議規則第 49 号に基づき発言の際には議長の許可を得た後に発言を行っていただくこと、マイクに向かってわかりやすく発言することに今一度心掛けていただきまして報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいまの議会運営副委員長からの報告の日程で議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により4番櫻井孝憲議員、6番西谷賢治議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は本日3月5日から3月17日までの13日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め会期はそうように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3、諸般の報告を行います。令和6年第4回定例会以降の行事等は配布しています一覧表をお目通しください。次に地方自治法第235条2の規定による例月出納検査の結果について、令和6年度12月実施分、1月実施分、2月実施分の報告が出ておりいずれも適正であるという実施結果です。詳細につきましては事務局で保管しておりますので必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の関係は配布してあります陳情請願等一覧表の通りです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、行政報告及び日程第5、町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日は令和7年第1回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆さんには公私ともに大変お忙しい中に関わらずご出席を賜りまして感謝を申し上げます。さて本年は、東栄町制70周年を迎える節目の年であります。これまで町を発展してこられました先人への感謝と、先人が築き上げてこられた町の魅力をさらに高めながら、東栄町まちづくり基本条例の理念である東栄町の暮らしにかかわる全ての人が幸せを実感できる町の実現に向けまして全力で取り組んでまいり所存でございます。また7年度はご承知のように三遠南信自動車道路の東栄インターチェンジから鳳来峡インターチェンジ間が開通予定であります。これを契機として一層の定住促進、地域振興及び福祉施策等の促進など次代につながるまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。一方、国内外の社会情勢をみ

ますと、依然として続いておる戦争や紛争、それらを一因とする物価高騰が家庭や事業経営を直撃しておる状況です。さらに混沌する政治や経済状況下におきまして自治体を取り巻く環境は厳しく、特に我々のような山村過疎の小さな自治体はより一層厳しさを増しており、いかにして町を経営して行くか、そのかじ取りは極めて重要であると思います。本町においてはそれぞれの行政区で状況は異なりますが、次の世代を担うこどもたちの生きる力を育み子育てと教育環境の充実を図り人口減少対策に取り組みつつ、この先が現在より小さな人口規模であつてもねですね、将来に向かって希望を持って暮らし続けれるまちづくりを議員をはじめ町民の皆さんとともに力を合わせて取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。令和7年度の当初予算案は、2月27日午前中に議会全員協議会を開催しご報告させて頂いております。同日午後にはマスコミ等に発表させて頂いたところであります。冒頭にも話させて頂きましたが、本年は町政施行70年となりますことから、過去の歴史を振り返り次の世代につなぐために着実に進めていく予算として、7年度当初予算の全体の予算規模は2年ぶりに減少となりました。特に一般会計予算は前年度比等比4.8%の減となっております。この後改めて所信の一端と当初予算案の大綱を述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは少しお時間を頂きまして、12月定例会以降の町政の取り組み状況等主なものをご報告させていただきます。最初に東三河広域連合です。東三河8市町村が連携して平成27年1月30日に設立した特別地方公共団体の東三河広域連合が10周年を迎え、令和7年1月30日に設立10周年記念式典が開催をされ、私も副広域連合長として出席させていただきました。加藤議員はじめ関係議員も出席を頂いたところであります。東三河広域連合議会は2月定例会2月5日と6日の2日間で開催されました。新年度における一般会計は112億6,590万円と介護保険特別会計は573億3,000万円で、総額685億9,590万円でありました。主なものにつきましては、1つ目は共同処理事務として住民サービスの向上及び事務の効率化を図る共同処理事務の実施であります。消費生活相談事業、これにつきましては消費生活相談員を豊橋と豊川に集約をし、オンライン相談システムを導入するということであります。次に都市計画事業、これは平成28年以来9年ぶりに航空写真撮影を行うものであります。2つ目が介護保険事業、これにつきましては介護保険施設等整備補助金等々であります。特に運営支援金を交付し、いわゆる我々の北部圏域における居宅サービスの提供体制の強化を図るという事であります。3つ目が地方創生事業であります。新年度からはじまる第三期東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略を積極的に推進するものであります。新たな取り組みとしまして豊川流域の交流促進事業を実施させていただきます。以上が事業上程に取り組むものであります。次に東栄町です。ね、職員採用等についてであります。職員採用試験を実施した結果、令和7年度の採用職員は一般行政職が1名であります。4月1日の採用が残念ながら出来ませんでした。7月1日採用という状況であります。そして看護師1名を正規に採用する予定であります。保育士の採用は叶いませんでした。なお今後も引き続き人事募集を行っていきたいと考えております。次に東栄町特別職報酬等審議会条例第2条に基づきまして2月17日に特別職報酬審議会を開催し答申を頂いたところあります。次に消防関係であります。ご存知のとおり消防団年末警戒を12月27日、28日の2日間で実施をし、29日以降は自主警戒ということで夜間警戒に当たっていただいたところあります。年度末最後の消防行事であります消防観閲式は、去る3

月2日議員はじめ来賓の皆さんをお招きして訓練成果をお見せできたところであります。近年消防団は基本団員は80人台まで減少しておりまして、消防団員組織の改編を検討しとなければならない水準に達していることから、今後もですね、状況をしっかり把握した上で検討を更に進めていかなければならないというふうに考えております。また来年度含めて資機材の配備等事業要望を頂いております。来年度当初予算に計上させていただいておりますのでよろしくお願いたします。次に防災関係です。ご承知のとおり今年度は防災訓練が諸般の事情で実施が出来ませんでした。来年度は70周年記念事業として8月31日に防災訓練をはじめ防災フェアとして計画し、実施したいと考えております。特に各地区の自主防災会をはじめ町民の皆様、そして各種団体にも積極的にご参加をお願いしてまいりたいと思っております。また平成30年度から防災士の育成に取り組んできておりますが、現在まで28名の方がですね、東栄町の中で防災士の資格を取得して頂いております。防災士の皆様方には防災訓練及び防災ハザードマップの作成にも関わって頂いており、防災講話の講師なども努めて頂いております。町といたしましては今後も引き続き防災士の育成をしてまいりたいと考えております。そして自主的に立ち上げて頂いております町防災士会との連携を図りながら、一層の啓発活動等に取り組んでまいりたいと思います。もう1つ家庭用発電機等購入補助についてですが、令和2年度から始めておりますが、本年度は9世帯が補助金を利用して頂きました。来年度も停電対策の自助強化を図るために継続を実施してまいります。次に和太鼓絆プロジェクトですが、今週の日曜日ですね、9日に東栄ドームで開催をさせていただきますが、今年度は県内6つの高校と地元小学校、志多らとともに実施をさせていただきますので、是非会場にお越しいただければと思います。次に北設広域事務組合の関係であります。最初に北設情報ネットワーク事業ですが、民営化に関する取り組みにつきましては本年に入って1月17日に皆様方にもご参加を頂きましたが、北設3町村の議員の皆様にお集まりいただきまして、移行先事業者中部テレコミュニケーション株式会社様と総務省地域情報化アドバイザーの井上様をお招きして移行事業の勉強会を開催したところであります。そして2月の7日には北設広域事務組合と移行先事業者との間で移行事業に関する基本協定の締結をしております。北設情報ネットワークの民営化に関する取り決めにつきましては、来年度予算で事業の具体化に着手する運びとなります。今後住民説明会それから広報活動等様々な機会を活用して事業内容や手続き等の説明を行い、円滑な移行に進めてまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。そして組合のもう1つの業務であります衛生部門であります。まず田口クリーンセンターにつきましては2町2村のし尿浄化槽汚泥の処理を行っていましたが、設楽町の下水道の余剰汚泥を処理することになったため、現在設楽町田口地区で整備中の下水道処理施設の接続が進んでおりまして、当センターでの処理量が増加しているという状況であります。次に中田クリーンセンターですが、現在ゴミ処理を民間委託して効率的な広域運送が行える中継施設として運営しているところであります。来年度もこの状況は変わりはありません。ごみの分別に関しましてはスマートフォンアプリの運用を昨年9月から開始しているところであり、多くの方にご利用を頂きたいと思っております。また、英語版のアプリの運用も開始しております。それから今まで通りの紙媒体の配布も行っておる状況であります。そして将来に向かって新城市と連携して検討を進めていますゴミ処理の広域化につきましては、前年度から2か年で基本構想の策定を進めていたところで

ありますが、新たな施設の整備内容等について追加の検討を加えることになったため、検討期間を翌年まで延長することになりました。検討状況につきましては今後組合議会、それから東栄を含めた構成町村議会の場で適宜報告させていただきたいと思っております。次に国民健康保険ですが、保険料の見直しにつきましては東栄町国民健康保険運営協議会を令和6年6月26日と10月29日の開催に引き続き、3回目の運営協議会を令和7年1月16日に開催させていただきました。令和7年度から保険料を見直すことを決めさせて頂いたところでありましたが、議会へは令和6年12月13日の全員協議会で途中経過を説明し、令和7年2月12日について再度全員協議会で説明をさせて頂きました。国民健康保険料見直しの指針の3点をお示しし令和7年度中のスケジュールなども報告させていただいたところであります。従いまして令和7年度当初予算に反映させて頂いておりますのでよろしくお願いいたします。次に子ども子育て会議であります。9月に第1回を開催し第2期東栄町子ども子育て支援事業計画を進捗状況等報告とですね、7年度から新たな5年間を見据えた第3期計画の策定についての途中経過をご報告をいたしましたところであります。第2回は2月の12日に開催し、特に第3期東栄町子ども子育て支援事業計画案についてご意見を頂きました。現在この計画案のパブリックコメント中であります。次に東栄町障害者自立支援協議会です。令和7年2月20日に開催をいたしました。昨年度にですね、第2期障害者計画を策定しており、今年度の4月より1年目がスタートしております。今まで障害福祉を支えていただきました愛知県厚生事業団のすぎのきの里がですね、本年度をもって設楽町に移転をされるため、障害者福祉環境大きく転換されることから検討を重ねて参りました。最終的にはご承知のとおり、うぐいす合同会社が旧本郷保育園で障害者福祉相談事業に加えて、就労継続支援や生活介護、日中一時預かりなどの多機能型事業所を構えることとなりました。1月1日から無事県の許可を得て事業を開始をさせて頂いております。名称をですね多機能事業者星の下、相談支援事業所星の下としてですね、事業概要をこの協議会でも事業概要の報告をして頂きました。既に利用者は10名ほどいらっしゃるようでありまして、利用者からは町内でサービスを受けられるようになったと喜びの声を聞いておるところであります。協議会では事業報告、それから相談者のケースの検討の内容報告等から地域課題の整理についてのご意見を頂いたところでございます。障害のある方が地域で安心して生活できるよう、今後の障害福祉施策の充実に努めてまいりたいと考えております。次に診療所ですが、診療所の常勤医師2名体制につきましては来年度も維持できる見込みでございます。県からの派遣医師につきましては1名の派遣を頂きます。またその他の派遣医師についても、派遣先であります浜松医大におきましては整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、豊橋ハートセンターにおいても循環器科等をですね、すでに訪問させて頂いたところであり、来年度の派遣についてのご承諾を頂いたところでございます。また、非常勤医師であります元院長夏目医師をはじめとする先生方におきましてもご承諾を頂きましたので、来年度も今年同様の診療科目を引き続き実施できるものと考えております。腎臓内科の先生についても月1回、引き続きお願いできることとなっております。次に北設楽郡医療等に関する協議会ではありますが、4月からそれぞれの医療機関の診療体制が決まった段階で協議会を開催したいというふうに考えております。次にとうえい温泉につきましては、役員体制も変わりいろいろと改善に努め職員一同頑張っております。前年に比べて入浴客は戻りつつあるという報告を受けており

ますが、コロナ前ですね、状況には戻りきらないようであります。そして歳出等につきましてはですね、原油価格など未だに高騰が続いておるといこと等含め依然として固定費の抑制は難しく非常に厳しい経営状況が続いております。またそれに輪をかけて機械故障等が頻発しており臨時休業も余儀なくされております。大変皆様には大変ご迷惑をかけるとともに、営業日数も当然として減っているというところでございます。また今後ですね、本年度も本日から12日まで休業して機械メンテナンスを実施をさせて頂く予定であります。こうして定期的にメンテナンスを実施しているのにも関わらず故障が発生しております。これは老朽化によるもの等々ございますが、今後も日常点検等で最善の努力をしてまいりたいと考えておるところであります。そして春休み期間も近づいておりますので、集客イベント等含め関係者みなで頑張ってまいりたいと思いますので、議員皆様方におかれまして町民の皆様も引き続きですね、温泉のご利用を頂くようお願い申し上げます。次に道路関係でありますが、三遠南信自動車道につきましては、ご承知のとおり令和7年度に東栄インターから鳳来峡インター間がいよいよ開通となります。当初予算には予算を盛り込んでおりませんが、開通時期に合わせて予算等が、経費が必要な場合補正予算の対応となりますので、当然開通式並びに開通イベント、関係の近隣町村とともに計画してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次に国道473号月バイパス整備についてでありますが、月トンネルの全長1,877mのうちすでに1,000mに到達したという事でありまして、順調にトンネル掘削が進んでおります。2月26日は区長会の皆様方が現地を視察して頂いておるところであります。それから下古戸の災害復旧工事につきましては、令和5年度6年度の2カ年を予定しておりましたけれども、現場の地盤等が非常に悪く、調査の結果さらに伸ばす必要があることから7年度までの継続事業となりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。それから2月21日に簡易水道委員会、污水対策委員会を開催しております。事業の取り組み状況それから経営状況等も報告させて頂いておりますが、7年度の使用料の改定はございませんが、今後使用料の改定に向けて各委員会には随時お諮りをしてご意見等を頂いていくこととしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に町営住宅であります。現在公営住宅をはじめとして町内に119戸ございますが、公営住宅につきましても老朽化とともにですね、現在のニーズに対応出来なくなってきました。従って政策的空き家等を含めて空き家が増えているという状況で、今後しっかりと現況調査を進め町営住宅のあり方もですね、しっかり検討していきたいというふうに考えております。それから住宅リフォーム補助事業は、制度開始してから6年度で14年目となり7年度も継続してまいりますが15年目というような状況であります。今後も実績も含めて検証をし、今後継続するかも含めてですね、しっかりご意見を頂きながら検討して参りたいと思います。次に教育関係ですが、二十歳を祝う会としては1月12日に議員の皆様にご出席を頂きまして開催し、14名の成人式の方が出席され開催したところであります。それから2月18日に第2回東栄町総合教育会議を開催をしました。議題の1つ目が令和6年度の事業等の進捗状況を報告をさせていただきました。2つめも令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価中間報告をさせていただきました。最終的には進捗状況の点検評価は来年度の9月の総合教育会議で協議を頂き議会に報告したのちに、町のホームページ等で公表することになりますのでよろしくお願いいたします。3つめが令和7年度教育方針についてであります。方針案は委員の方に説

明しご意見を頂いたところでございます。令和6年度の教育方針は本日の議会定例会この後です、教育長より教育方針の説明をさせていただきます。4つ目が東栄町コミュニティスクールについてであります、6年度よりコミュニティスクールを設置し、未来を担う子供達をみんなで育てる将来につながる人づくりを理念として取り組んだ活動などの報告をしたところでございます。学校運営協議会は6回の開催、地域学校協働本部会議は2回を開催しております。そして東栄CSだよりや東栄12チャンネル等によりまして町民に周知をさせて頂いているところであります。区長会に評価を依頼をしまして、年度末評価も行っておりましてあります。そして令和7年度に向けての方針を立て、更なる推進を図ってまいります。そして来年度は地域コーディネーター、地域おこし協力隊を1名を採用し、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。その他といたしましては令和7年度の主要事業案の報告、文化祭関連事業の計画案の報告をさせていただきました。特に12月12日に中学生海外派遣事業検討委員会を開催しております。7年度の中学生海外派遣事業の実施を委員会決めております。中学3年生21名を5月22日から27日までの日程でカナダへの派遣をさせて頂くという事で、その経費につきましては当初予算に計上させて頂いておりますのでよろしくお願いいたします。次に総合社会教育文化施設運営協議会を2月21日に開催し、令和6年度のグリーンハウスをはじめとする施設利用実績等、それから森林体験交流センターについても報告をさせていただきました。7年度の予算を含めた計画等も報告し了承を頂いたところであります。前年度比では利用実績は増加しておりますが、この両施設についてもコロナ禍前の実績にはまだまだ及んでいないという状況でありますので、今後営業活動も含めて努力してまいりたいと考えております。物価高騰のあおりもありますので総合社会教育文化施設、森林体験交流センターの利用料もですね、今後値上げも含めて検討を始めていきたいと思っております。最後に今後の日程となりますが、東栄中学校の卒業式が明後日の7日に行われます。小学校の卒業式も19日に開催されますので、ご案内があったかとは存じますが皆様のご出席を頂けると幸いです。また保育園の卒園式は25日となっておりますのでよろしくお願いいたします。以上で行政報告を終わらせて頂きます。

それでは、引き続きまして令和7年度の各会計予算はじめ諸議案のですね、ご審議をお願いするにあたりまして、所信の一旦と予算案の大綱を申し上げ議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。冒頭でお話しさせて頂いた通り、令和7年度は町制施行70周年を迎える年であります。過去の歴史を振り返るとともに、これからの東栄町のあり方を再確認する年であると言えます。第6次総合計画後期計画の町づくりの目標であります、暮らし続けられる町を未来につなぐことを実現するために、次の世代につなぐために着実に進めていく予算として編成しております。さて一般会計は予算総額が40億1,400万円でありまして、前年度比4.8%の減額となっております。旧東栄小学校の解体工事、のきやま学校改修工事といった比較的大型な工事が完了したことが主な要因でございます。一方で新規事業としましては地域包括ケア体制整備事業、中学校制服等補助事業、防災フェア防災訓練を含んだ開催事業、特産品開発等補助事業、第7次東栄町総合計画策定準備事業、町制70周年記念事業、旧東栄医療センター解体事業などを盛り込みました。特別会計では後期高齢者医療特別会計が増額となりましたが、国民健康保険特別会計及び東栄診療所特別会計は減額となっております。

企業会計では簡易水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計はいずれも増額となりました。また御殿財産区特別会計では分収造林の除伐及び歩道新設工事が引き続き実施されることによりまして増額となっております。一般会計と公益企業会計を含めた 12 特別会計の予算総額は 58 億 6,887 万 2 千円で前年度比で 2.5%の減額となりました。以上で所信の一旦、今議会に提出する予算案の大綱主要事業についてお話をさせていただきます。

それではですね、今議会に上程いたします議案についてであります。今議会には議案 33 件を上程いたしますのでよろしく願いいたします。議案第 10 号、東栄町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、東栄町特別職報酬審議会から答申に基づき特別職の国家公務員の給与改定に準じた処置を講じるため、町長、副町長及び教育長の給与月額を改正するものです。議案第 11 号、東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことによるものであります。次に議案第 12 号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の施行及び職員の派遣する団体を新たに加えるものであります。議案第 13 号、東栄町体験交流のきやま学校設置及び管理に関する条例の一部改正については、のきやま学校の使用料を定めるために改正するものであります。議案第 14 号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、社会経済情勢を鑑み非常勤消防団員等に関する損害補償基礎額の加算額を改正するものであります。議案第 15 号、東栄町消防団員に関する退職報奨金の支給に関する条例の一部改正については、非常勤消防団員の処遇改善を図るために改正するものであります。議案第 16 号、東栄町国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険施行令の一部改正に伴い保険料の賦課限度額等を改正するものであります。議案第 17 号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、産業振興に係る事業の追加及び道路や橋梁に関する事業箇所の追加等により変更するものであります。議案第 18 号、東栄町辺地総合整備計画の変更につきましては、事業実施するための財政措置を受けるため 5 年間の経過を策定するものであります。議案第 19 号、東三河広域連合の規約の変更については、第 3 期東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略が令和 7 年度から開始されることに伴い規約を変更するものであります。議案第 20 号、旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約変更については、処分料等の確定により契約金額が増額となるため議会の議決をお願いするものであります。議案第 21 号、令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号についてですが、今回の補正は予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 2,688 万 5 千円を減額し、総額を 41 億 8,588 万 1 千円とするものです。歳出における補正の内容は主に精算によるものであります。増額する主なものは北設広域組合負担金、北設情報ネットワーク運営負担金、町営バス運行管理委託料、精神障害者医療費、老人保護措置費、出産育児応援給付関係システム導入委託料、母子保健衛生費国庫補助金及び感染症予防事業国庫負担金等返還金、畜産飼料価格高騰対策支援補助金、境界明確化事業委託料、起業家支援補助金、とうえい温泉修繕料、新城広域消防負担金、コミュニティスクールに係る会計年度任用職員期末勤勉手当、後藤弘道さんからの寄付による小中学校の備品等の購入、転入生に係る制服オニポロ購入、学校給食共同調理場に係る燃料、賄材料

費及び調理業務委託料、東栄町社会教育文化施設指定管理料委託料、公共土木施設災害復旧工事設計監理業務委託料、財政調整基金、減債基金及び東栄町森づくり積立金を追加計上をさせていただいております。一方減額の主なものとしては LGWAN 用ノートパソコン購入費、県職員派遣負担金、旧東栄小学校校舎等解体工事、町営バス車両購入費、定額減税に係る調整給付金、タクシー券給付補助、非課税世帯等に係る令和 6 年度新たな支給給付金、おいでん家支援員委託料、東三河広域連合介護保険事業費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金、合併浄化槽設置費補助金、北設広域事務組合負担金、有害鳥獣駆除委託料、危険木伐採事業補助金、森林作業道補修整備事業補助金、株式会社もとかかる地域おこし協力隊委託料、木造住宅耐震改修補助金、東栄中学校 50 周年記念事業に係る同窓会促進補助金、学校給食共同調理場に係る会計年度任用職員の報酬、公共土木施設災害復旧工事、高齢者いきいき健康増進基金積立金等であり、国民健康保険特別会計はじめとする特別会計の繰出金は精算によりいずれも減額となりました。歳入については地方交付税の追加計上等により減債基金繰入金を減額することができ、次年度の財源に充てることができました。次年度に繰り越す事業につきましては、令和 6 年度東栄町住民税非課税世帯等支給給付金事業をはじめとする 6 事業を計上しております。議案第 22 号、国民健康保険特別会計から議案第 29 号、農業集落排水事業特別会計までの補正予算につきましてはほとんどが精算によるものですが、園財産区特別会計では利用間伐の収益により増額をしております。議案第 30 号から議案第 42 号までの令和 7 年度各会計予算につきましては、各会計ごとに説明させていただきます。まず一般会計ですが、主な内容についてはすでに説明させていただいておりますので省略をさせていただきますが、予算総額で 40 億 1,400 万円、前年度比 2 億 2 千万円、4.8%の減となっております。次に国民健康保険特別会計につきましては、予算総額 4 億 5,814 万 9 千円を計上、前年度比 0.7%の減であります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額 1 億 3,953 万 1 千円を計上し、前年度比 5.9%の減となっております。次に東栄診療所特別会計につきましては、予算総額は 3 億 6,603 万 3 千円を計上、前年度比で 16.3%の減となっております。御殿財産区特別会計は 560 万円を計上、前年度比 96.5%の増となっています。他の財産区特別会計につきましては、前年度と変わりはありません。次に簡易水道事業特別会計につきましては、支出総額ベースで 4 億 1,521 万 7 千円を計上し、9%の増となっております。次に特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、支出総額ベースで 3 億 4,655 万を計上、前年度比で 3.8%の増となっております。次に農業集落排水事業特別会計につきましては、支出総額ベースで 1 億 2,361 万 1 千円を計上し、前年度比 119.1%の増となっております。以上でございます。副町長はじめ担当課長から詳細につきましては、説明させていただきますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします

----- 教育方針説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、教育方針の説明を行います。教育長の説明を求めます。
教育長。

教育長(岡田守君)

令和7年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。この東栄町教育方針は、第6次東栄町総合計画に示した基本構想の実現を目指して教育の方向性や重点を示すものです。以下、1学校教育、2家庭、地域における連携教育、3生涯学習、生涯スポーツ、4文化財の保存と継承、5多様な学びの場の5つの基本施策に沿って次年度の重点を説明いたします。はじめに基本施策1、学校教育についてです。学習指導要領は、社会に開かれた教育課程及び主体的対話的で深い学びをキーワードに、子供たちが未来社会を切り拓くための資質、能力を育成する地域の知識の理解の質を高める確かな学力を育成する豊かなこころや、健やかな体を育成することを目指しています。重点事項は、子供の状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などです。一方東栄町では、平成19年8月に校長会から報告された東栄町が目指す学校教育を基に学校教育活動を進めております。そこには基礎的、基本的な力を確実に身につけ自ら考えを学びとること。命を大切にし、心身のたくましさ和社会性を身に着けること。郷土の自然、文化、歴史に学び、ふるさととうえいを愛すること。の3点が示され伝統的な天地人教育の目標も反映されたものです。また小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられています。そして実施計画第3期の第6次東栄町総合計画では、学校教育について一人一人に応じたきめ細やかな教育の推進、知・徳・体が調和した教育の推進、連携教育の推進、食育活動の推進、小中学校の施設整備の充実、高校への就学支援の6点を上げ、これに沿って取り組みを進めています。各学年20人前後の学級は、一人一人の児童生徒に先生が目が行き届き対応もしやすい規模です。この長所を生かして、一人一人の課題を明らかにする教科指導や子供の置かれている状況を丁寧にとらえ、個に応じた育てる生徒指導を推進します。また特別支援教育では、支援員の配置によって学校生活を充実させるとともに、保育園や外部機関との連携を密にして子供の成長に最適な教育の充実を図ります。知・徳・体の調和のとれた育成は、教育の不易であり今年も変わりなく推進してまいります。主体的に学ぶ態度、自分と人を大切にする心、健康と体力の向上を学校生活全体を通して育てます。さらにここ数年、小学校、中学校ともに地域を学ぶ、地域の方に学ぶ機会を増やし定着してきました。ふるさとに夢に向ける体験活動を今後も一層充実し、全人的な成長を目指します。令和2年度末に整備して頂いた一人一台タブレットは、教科や総合的な学習の授業をはじめ学習学校生活のいろいろな場面で活用し定着してきました。家庭学習や各種連絡など家庭での活用も進み今後さらに効果的な利用ができるように勧めるとともに、メディアリテラシーも含めて情報及び情報機器を的確に対応できる児童生徒を育てていきたいと思っております。保育園と小学校と中学校の教育の連携については、少人数、保・小・中それぞれ一校園の利点を生かし、中学校卒業時の子供たち一人一人の姿を見据えて発達段階に応じた教育のあり方を探りながら公教育進めて参りたいと考えています。将来子供たちがそれぞれ選択した社会で、自分の生活を作る力を育てるということを第一に考えて、どの子供にとっても本当に必要な体力、ものの考え方、知識と技能は何かを精

選し東栄町の義務教育で育てる力について検討を続けていきます。また、令和6年度から学校運営協議会と地域学校共同本部を組織して、保育園や学校、保護者だけではなく地域の皆さんの子供たちに関わって頂く東栄コミュニティスクールがスタートしました。学校教育の場が少しずつ地域に広がっている手ごたえを感じることができます。令和7年度はこの動きがさらに住民の理解を得、地域と学校がさらに近づいていけるよう事業を進めてまいります。食育の推進は栄養職員を中心に地域産食材の利用、給食の歴史をたどるメニューや季節を感じさせる献立の提供、食事についての様々な工夫をこらして取り組んでいます。食は命の源生活の基本であり子供たちの意識が高まるよう継続して取り組んでまいります。施設設備の整備については、令和6年度東栄中学校50周年を機会に体育館床改修とWi-Fi整備を行いました。また校舎の照明のLED化は小中学校とも継続的に進めています。さらに5年が経過した一人一台タブレットについては、更新計画を策定し順調に更新できるように準備を進めます。また、中学校の新制服、オニポロ導入への支援、高校への就学に関わる支援についても対応してまいります。基本施策2の家庭及び地域における連携教育では、地域の方の小中学校の授業等への参加とともに小中学生の地域活動への参加を働きかけ、特に中学生の自治活動への参加意識を高めてまいります。その基盤として小中学生が地域の方と活動する場面を増やすよう今年も努めます。東栄コミュニティスクールの果たす役割が大きくなります。学校運営協議会、地域学校共同本部が中心となり地域の声を学校経営に一層反映させるとともに、子供を取り巻く様々な問題解決に努めて参ります。さらにB&Gの活動として生徒を有効活用し、子供が様々な体験ができる場をつくりたいと考えています。基本施策3の生涯学習生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を上げています。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各団体のリーダーの育成や人材の発掘を今年度もお願いしていきます。さらに活動方法や組織の見直しを工夫して活動が長く持続できるよう目指します。また、総合社会教育文化施設については利用しやすい施設を目指して改修を進めながら、広報活動の工夫や企画展などの魅力化に努めるとともに、各施設の方向性を引き続き検討してまいります。基本施策4の文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存、継承、環境づくりを上げています。花祭りはそれぞれの地区で伝承に向けた様々な工夫をして熱心に取り組んで頂き、コロナ前の状況にほぼ回復してきたことに感謝しています。花祭りだけではなく、盆行事などの民俗文化の保存継承は何よりも地域の方にとって切実な願いです。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子供たちへの働きかけを進める一方で各地区の代表の方の意見交換など引き続き設けるなどして継承を可能にする方策を探ってまいります。基本施策5の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化、国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を上げています。コロナ過感染症の影響により4年間中止していた中学生海外派遣事業は令和6年度から再開し、令和7年度も5月22日から27日まで中学生をカナダに派遣する予定です。今後もグローバルな人材育成を目指し、小学校中学校の授業を通して使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。そのためにALTの活用法をはじめ授業をさらに工夫するとともに、タブレット端末を活用して会話の力を

高める方法を検討します。また特に中学校では、目的意識を強く持たせるように努めてまいりたいと考えております。また、地域未来塾は、令和6年度から東栄学びの広場と名称を変え中学生全学年に対象を広げて実施してきました。令和7年度もその形を継続し自主学習の場の提供と学習の補強を目指します。進路を実現したい得意の分野の力を一層伸ばしたいなど、全ての生徒や保護者の多様なご要望にお答えする方策を模索しながら基礎的な学力の充実を目指して、学校生活への適応に応援できるように努めます。さらに、学校での学習や活動の様子を広く町民に知らせる工夫をしたり、学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで町全体で取り組む教育の実現に近づき、子供にとっては一人の町民としての自覚を育てたいと考えています。以上令和7年度の教育方針について第6次東栄町総合計画を中心に主な事項を説明いたしました。学校教育はどの子供も等しく幸せになれるように、全ての子供に主役になれる場を与えて力を伸ばしていく営みです。保育園から中学校卒業まで子供たちの成長について町民みんなで理解をし、同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てるための組織づくりを進めます。また、生涯学習や生涯スポーツ文化継承については町民の皆さんに関心を持っていただき、一人でも多くの方に参加しようとする気持ちを高めたいと考えています。そのために子供にも町民のみなさんにもわかりやすく教育についてお示しし誰もが役割をもて参加できることを目指してまいります。議員の皆様には今後ともご理解ご協力を頂きご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

教育長からの教育方針説明が終わりました。まもなく1時間になりますのでここで休憩といたします。

----- 議案第10号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。

次に日程第7、議案第10号「東栄町特別職の職員で常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第10号、東栄町特別職の職員で常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。提案理由は東栄町特別職報酬等審議会からの答申に基づき特別職の国家公務員の給与改定に準じた措置を講ずるため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは1枚めくって頂いて新旧対照表で改正内容を説明いたします。別表第一定める給与月額を、町長につきましては63万6千円から64万3千円の7千円の引き上げ、副町長につきましては54万5千円から55万1千円、

6千円の引き上げ、教育長につきましては48万円から48万5千円、5千円の引き上げといたします。国家公務員の特別職の国家公務員に準じて1.1%程度の引き上げをさせて頂くものです。議案に戻って頂きまして、付則この条例は令和7年4月1日から施行する。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。議案の質疑に先立ちまして申し上げます。質疑は議題となっております議件につきまして疑義を正すために行うための発言です。会議規則52条にありますように発言は全て関連するものとし、議題外に渡りまたその範囲を超えてはならないものと理解し各議案におけるの発言をお願いいたします。

議案第10号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

特別職の職員の給料ですね、引き上げるという議案でありますのでまた委員会で構いませんが、給与月額を引き上げることでの年間の影響額を教えてくださいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。予算特別委員会の際にその旨説明させて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第10号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第8、議案第11号「東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第11号、東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に

関する条例一部改正について。提案理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正に伴い、少子高齢化が進展し人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講ずるため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表で説明をさせていただきます。まず東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第1条、条例新旧対照表第1条関係の3分の1ページをお願いします。第8条の4の改正は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を3歳に満たない子を小学校就学前の始期に達するまでの子に拡大するための改正と条文中の要介護者の定義を詳細にするための改正であります。次に3分の2ページをお願いいたします。第15条の改正は新設される第17条の2で規定される配偶者等の定義を定めるものです。17条の2と3分の3ページの17条の3につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第21条及び第22条に準じて家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知意向確認や、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供及び職場環境の整備として研修等の開催、相談窓口の設置等をし、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるようにするための改正であります。次に一枚跳ねて頂いて東栄町職員の育児休業等に関する条例の第2条関係新旧対照表をご覧ください。第20条第3項は育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い法律の引用箇所を改正するものであります。それでは議案の3分の2ページに戻って頂きまして、付則第1項施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし次項の規定は公布の日から施行する。第2項経過措置、この条例の施行の日（以下、（施工日）という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学までの始期に達するまでの子を養育するために限る。）を行おうとする職員は施行日前において規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第11号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第12号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第9、議案第12号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

議案第 12 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。提案理由は東栄町職員の給与に関する条例等一部改正する条例の施行及び職員を派遣する団体を新たに加えるとともに、所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表で説明をさせていただきます。まず第 2 条ですけれども、第 2 条の第 2 項で規定されていますシルバー人材センターが社団法人のままになっていたため今回公益社団法人に改めるものです。また今回公益財団法人愛知県市町村振興協会と一般社団法人東栄町観光まちづくり協会の 2 法人を派遣できる法人に指定するものです。第 5 条の改正においては先般の一般職員の給与改定に伴いまして派遣職員の給与にも地域手当を加えるための改正であります。議案に戻って頂きまして、付則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。説明は以上です。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。公益的法人等への職員派遣等に関する条例、詳しい質疑は常任委員会で行いますが、まずですね、現行の条例ですと今まで職員の方を派遣することができる団体が 3 個定めがありまして、社会福祉協議会と東栄町シルバー人材センター、そして明峰福祉会の 3 団体でありました。新たに愛知県市町村振興協会そして東栄町観光まちづくり協会 2 つの団体を派遣先として追加するということではありますが、この 2 団体を追加するに至った経緯を伺いたいと思います。併せて職員を派遣する予定があるのか伺います。

議長(加藤彰男君)

これは本会議、この場でいいですね。それとも委員会でということですか。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

今回は、まず愛知県市町村職員振興協会につきましては、こちら研修センターの方に 4 月から職員 1 人派遣することが振興協会からの要請により決まっております。あと東栄町観光まちづくり協会におきましては、今後人事交流等で派遣されることが予想されますので今回併せて追加させていただくものです。以上です。

議長(加藤彰男君)

他によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、議案第 12 号を常任委員会に付託します。

----- 議案第 13 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10、議案第 13 号「東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます
総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 13 号、東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由は東栄町体験交流館のき山学校の使用料を定めるため、改正をする必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表で説明をいたします。まず第 3 条では別表第 1 と改正いたします。次に第 7 条ですけれども使用料は無料とするというところを使用料は別表第 2 のとおりとする。という改正をいたします。次に別表第 2 では各部屋の使用料を定めるものであります。各部屋の使用料の内容については、レンタルスペース昼間 1,650 円、夜間 1,100 円、レンタルオフィス 1 日 3,300 円、1 ヶ月 49,500 円、テレワークルーム 1 時間 330 円、1 日 1,320 円、1 ヶ月 13,200 円、小会議室昼間 1,650 円、夜間 1,100 円、大会議室昼間 2,530 円、夜間 1,760 円というふうの使用料について定めるものです。議案に戻って頂きまして、付則第 1 項施行期日、この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。第 2 項経過措置、この条例による改正後の東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の規定は施行の日「以下、（施行日）」という以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員

3 番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。耐震改修後ののき山学校の利用料を定める条例改正案であります。レンタルスペースが昼間の使用料が 1,650 円、夜間は 1,100 円などのように取り決めをするというものであります。この料金設定をするにあたってですね、どういう収支の見込みを立てているのかということ伺いたと思います。これらの使用料で年間でそれぞれいくらの収入売上というか収入を見込んでいるのか、また収入と支出の関係を示して頂きたいと思います。収支の計画というものを立てた上での条例改正だと思いますので、黒字となる見込みなのかまたお示し頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は委員会でよろしいでしょうか。はい。

櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

僕も浅尾議員と同じくなんですが、この値段、金額の設定した根拠をちょっとお聞きしたいなと思っておりまして、やはり一度こういうふうに条例とか決めてしまうとなかなか変更ができなくなると思いますので、そこは委員会で教えてほしいなと思います。

議長（加藤彰男君）

同様に委員会でよろしいでしょうか。総務課長よろしいでしょうか。はい。

以上で質疑を終わり、議案第 13 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 14 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 11、議案第 14 号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

議案第 14 号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。提案理由は社会経済情勢を鑑み非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改正を行うため所要の改正を行う必要があるため議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表をご覧ください。まず第 5 条で規定する補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に改正をいたします。1 枚跳ねて頂きまして、扶養親族に係る補償基礎の加算額を配偶者は 100 円と定め、22 歳までの子がある場合の加算額を 333 円から 383 円に改正をするものです。別表第 1 につきましては、勤務年数 10 年未満の団長及び副団長の補償基礎額を 12,500 円から 12,900 円とする改正をはじめ新旧対照表に記載した通りの改正をいたします。なおこの金額につきましては、非常勤消防団員等に係る退職補償の基準を定める政令に準じております。議案に戻って頂きまして、付則第 1 項施行期日、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項経過措置、この条例による改正後の東栄町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由が生じた東栄町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償並びに同日前に支給する都合の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 項に規定する傷病補償年金同条第 4 号アに規定する傷害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金「以下「傷病補償年金等」という」について適用し、同日前に支給すべき事由に生じた傷害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかか

る傷病補償年金等についてはなお従前の例による。ここで付則第2項のちょっとミスプリがありますので修正をお願いします。2行目の別表第1と第2が1つ余分に入っておりますので消して頂きたいと思います。それと3行目の公務災害補償条例第5条第1区とありますが第1項の誤りですので訂正をお願いしたいと思います。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第14号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第15号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第12、議案第15号「東栄町消防団員に関する退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第15号、東栄町消防団員に関する退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。提案理由は非常勤消防団員の処遇改善を図るため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表をご覧いただきと思います。今回の改正につきましては別表に定めております退職報償金の支払い額、こちらに勤務年数35年以上の区分を追加する改正であります。なおこの金額の追加35年以上の区分の追加につきましては消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に準じて改正をしております。それでは議案に戻って頂きまして、付則第1項施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。第2項経過措置、この条例による改正後の東栄町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し同日前に退職した非常勤消防団員についてはなお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり、議案第15号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第16号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、議案第 16 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

議案第 16 号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について。4 分の 4 ページをご覧ください。提案理由は、国民健康保険法等の一部改正に伴い退職者医療制度の廃止するほか所要の措置を講じる必要があるため条例改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表の 25 分の 1 ページをご覧ください。まず今回の改正は大きく 3 つの改正に分かれております。1 つ目が退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う制度の規定に関する削除。2 つ目が保険料の賦課限度額の改正。3 つ目が低所得者に対する保険料軽減措置の改正です。いずれも国民健康保険法等の一部改正に伴う改正であるご理解ください。あと一部字句の修正等による改正も含まれております。まず 25 分の 1 ページの目次及び第 2 章の 2 の改正は、すでに規定が削除されている章の削除です。次に 25 分の 2 ページから、飛びますけれども 25 分の 9 ページまでの改正ですが、全て退職者医療制度の廃止に伴う改正です。少し飛びますけれども、次に 25 分の 10 ページをご覧ください。第 11 条の 2 は基礎賦課限度額を 65 万円から 66 万円に引き上げる改正です。その他の改正は全て退職者医療制度の廃止に伴う改正です。第 11 条の 3 から、こちらも飛びますが 25 分の 14 ページまでの改正も全て退職者医療保険制度の廃止に伴う改正です。次に 25 分の 15 ページをご覧ください。後期高齢者医療支援金等賦課限度額を 24 万円から 26 万円に引き上げる改正です。第 11 条の 4 の改正は前ページ以前の退職者医療制度廃止により条を繰り上げております。同条の第 2 号ア法附則第 7 条及びイの法附則第 9 条第 1 項の改正も退職者医療制度の規定が削除されたことに伴う改正です。次に 25 分の 16 ページをご覧ください。25 分の 16 ページから 25 分の 18 ページの第 14 条の改正も退職者医療制度の規定が削除されたことに伴う改正です。第 17 条の低所得者の保険料減額の 2 行目又は第 11 条の 2 の削除は、退職者医療制度の規定が削除されたことに伴う改正です。65 万円から 66 万円の改正は基礎賦課額の賦課限度額 1 万円引き上げに伴う改正です。次に 25 分の 19 ページをご覧ください。第 2 号の 29 万 5 千円から 30 万 5 千円の改正は、低所得者に対する保険料軽減措置の改正により、5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に改正するものです。第 3 項の 54 万 5 千円から 56 万円の改正は、低所得者に対する保険料軽減措置の改正により、2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に改正するものです。次に 25 分の 20 ページをご覧ください。第 3 項と第 4 項の 65 万円から 66 万円に、第 3 項の 24 万円を 26 万円にする改正は賦課限度額の改正による改正です。基礎賦課額が 1 万円、後期支援分が 2 万円の引き上げ改正となります。次に 25 分の 21 ページをご覧ください。25 分の 22 ページも同様ですが、退職者医療制度の規定が削除されたことに伴う改正です。次に 25 分の 23 ページと 25 分の 24 ページをご覧ください。第 17 条の 4、65 万円から 66 万円の改正は、基礎賦課額の賦課限度額 1 万円引き上げに伴う改正です。第 3 項と

第7項、25分の23ページと25分の24ページに1か所ずつありますが、22万円から26万円の改正は後期高齢者支援金等賦課限度額の改正に伴う改正です。賦課限度額の改正以外は退職者医療制度の規定が削除されたことに伴う改正です。議案に戻って頂きまして、4分の4ページをご覧ください。付則第1条、この条例は令和7年4月1日から施行する。経過措置第2条、この条例による改正後による第11条の2、第11条の3の5、第17条及び17条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し令和6年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による。説明は以上となりますが、退職者医療制度について少し捕捉させて頂きます。この制度は医療費が多くかかる高齢退職者が、被用者保険、社会保険から国民健康保険に移ることにより国民健康保険財政への過度な負担となっていたことから、退職者の医療費を被用者保険にも負担してもらう仕組みとして昭和59年に創設されました。平成20年の4月より65歳から74歳までの前期高齢者について被用者保険と国民健康保険の間で財政調整を行われることになり退職者医療費制度は廃止となりましたが、団塊の世代の退職者急増により国民健康保険財政への影響を勘案しまして、平成26年度までに新たに適用された方が65歳までに到達するまでの間は制度が継続する経過措置が設けられておりましたが、経過措置が終了となりましたので今回の賦課限度額等の改正に合わせて退職者医療制度に係る部分を削除する改正をしておりますのでご承知おきください。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。主な改正点が国民健康保険の賦課限度額の改正と退職者に係る取り扱いの変更という事でありました。主な改正点ごとの影響額と対象者数をまた改めて教えていただきたいと思います。ご検討ください。

議長（加藤彰男君）

いいですか。税務会計課長

税務会計課長（藤田智也君）

はい、影響のある人数という事ですけれども、賦課限度額の改正については今年度から賦課限度額が上がっている状況なんですけれども、今年度もですね、限度額を超過している被保険者の方はおきませんので、加入者の方ですね、所得に大きな変動がなければ影響がないかなと考えております。2つ目の低所得者に対する保険料の軽減判定基準の影響ですけれども、これはですね、現行より1万円と1万5千円の引き上げとなりますけれども、どのぐらいの人が影響するのかということは令和7年度の所得額が確定しないと分かりませんので、現時点ではちょっとお答えできません。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

以上で質疑を打ち切り、議案第 16 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 17 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14、議案第 17 号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 17 号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について。提案理由は、産業振興に係る事業の追加及び道路や橋梁に関する事業箇所を追加等、東栄町過疎地域持続的発展計画を変更する必要があるから議会の議決を求めるため提出するものです。変更内容について説明させていただきます。1 枚めくって頂いて新旧対照表をご覧くださいと思います。まず 13 分の 1 ページをお願いいたします。左側が変更後となり変更部分には下線を引いております。まずはじめに表の中段部ですけれども、東栄駅及び隣接するふるさと文化交流館の修繕について加えております。次に事業計画の表についてですけれども 13 分の 1 ページの表の下部のうち、かんがい排水工事川角地区でありますけれども工事の延長部分を変更しております。1 枚跳ねて頂きまして 13 分の 2 ページ中段にふるさと文化交流館整備事業を加えております。次に 13 分の 3 ページ下段にホテルの散歩道実行委員会補助事業、こちらを追加しております。次めくって頂いて 13 分の 4 ページをお願いいたします。表の上部に北設情報ネットワーク整備事業負担金、こちらを加えております。13 分の 5 ページをお願いいたします。こちら町道西菌目坪沢線と東菌目赤羽根線の舗装の延長部分を変更しております。次に 13 分の 6 ページをお願いいたします。表の上部に中設楽戦橋線、こちらを加えております。次に 13 分の 7 ページをお願いいたします。橋梁補修につきまして振草橋、若杉橋、杉沢橋、小野橋、預り橋の橋梁補修事業を加えております。次に 13 分の 8 ページをお願いいたします。13 分の 9 ページをお願いいたします。林業につきまして、林道峯地線、反沢線、稲目平釜沢線の改良、小田沢登線の舗装について延長部分を変更しております。また林道下山線、戸沢線、小田沢登線の改良事業を加えております。13 分の 10 ページから 13 分の 13 ページまでは火葬場の維持修繕について加えるとともに、13 分の 11 ページでは農業集落排水について字句の修正を行っております。説明については以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を終わり、議案第 17 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 18 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 15、議案第 18 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 18 号、東栄町辺地総合整備計画策定について。提案理由は、事業を実施するにあたり財政措置を受けるために東栄町辺地総合計画を策定する必要があるから議会の議決を求めるため提出するものです。今回の計画の策定は東菌目、栗代、古戸、御園の各辺地について令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画を策定するものです。それでは計画の内容を説明いたします。1 枚めくって頂いて 1 ページをお願いいたします。まず東菌目辺地ですけれども、表の部分、道路では町道 3 路線の舗装修繕、橋梁は 1 橋、林道につきましては林道 2 路線の舗装改良事業、飲料水供給施設では簡易水道施設の整備についてそれぞれ事業費とその財源内訳、辺地対策事業債の発行予定額を記載しております。1 枚めくって頂いて 2 ページをお願いいたします。栗代辺地につきましては、橋梁では橋梁補修 2 橋、林道は 4 路線の改良事業と 1 路線の舗装事業、飲料水供給簡易水道施設の整備について、それぞれ事業費とその財源内訳辺地対策事業債の発行予定額を記載しております。3 ページをお願いいたします。古戸辺地になります。道路につきましては、町道 1 路線の改良事業、橋梁は橋梁補修 1 橋、林道につきましては、林道 2 路線の改良事業、飲料水供給簡易水道施設の整備についてそれぞれ事業費とその財源内訳辺地対策事業債の発行予定額を記載しております。4 ページをお願いいたします。御園辺地です。道路では町道 1 路線の改良事業、公民のレクリエーション施設につきましては、森林体験交流施設の整備事業、飲料水供給施設では簡易水道施設の整備について、消防施設につきましては小型動力ポンプ付き積載車の更新事業について、それぞれ事業費とその財源内訳辺地対策事業債の発行予定額を記載しております。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。4 ページの総合整備計画書の御園辺地についてお尋ねいたします。ここだけ公民のレクリエーション施設という施設名で辺地債の借り入れる予定があるとい

うことがわかります。事業費 2,471 万 1 千円で辺地対策事業債の予定額が 2,250 万円と大きなものとなっています。森林体験交流施設に関わるのだという説明だったかと思います。当初予算には大きな金額載っていないんですが、どのような計画でおられるのか予めお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の森林体験交流センター施設の施設整備につきましては、令和 8 年度を予定しておりますので令和 7 年度の当初予算には載せてございません。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

令和 8 年度の事業ということなんですが、具体的にかなり大規模な改修を予定されていることだと思うんですけども、どのような改修を検討しているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まずはトイレの洋式化とあとは屋根の遮熱化ですね。暑さを遮るそういった事業を計画しております。なお、すみません。先ほど 8 年度と申し上げましたが、トイレの改修につきましては、7 年度と 8 年度の 2 か年で継続としております。屋根につきましては 9 年、10 年、11 年にそれぞれ部分的に計画をしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切り、議案第 18 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 19 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 16、議案第 19 号「東三河広域連合の規約の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

議案第 19 号、東三河広域連合の規約の変更について。提案理由は、第三期東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略の計画期間が令和 7 年度から開始されることに伴い東三河広域連合規約を変更するため議会の議決が必要であるから規約の改正案を提出するものです。それでは新旧対照表で説明させていただきます。第 4 条で東三河広域連合の処理する事務のうち、第 12 号を第三期東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略の取り組み内容に基づき、東三河住民の交流拡大に関すること、東三河の魅力発信に関すること、東三河での就業の理解促進に関すること、若者に対するチャレンジの機会提供に関すること、こちらに変更いたします。議案に戻って頂きまして、付則、この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。説明は以上となります。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、議案第 19 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 20 号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第 17、議案第 20 号「旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約変更について」を議題といたします。この部分まで午前中の議事といたしますので了解をお願いいたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

議案第 20 号、旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約変更について。次の通り変更請負契約を締結したいので東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。変更前の契約金額 1 億 5,620 万円。変更後の契約金額 1 億 6,234 万 200 円。変更による増減額 614 万 200 円の増となります。増員要因としては樹木伐採の追加、アスベスト含有防水シート撤去の追加、浄化槽撤去の追加、仮囲いの変更、交通誘導員配置の追加、減額要因につきましては石垣撤去の一部取りやめ、コンクリート柱の撤去の一部取りやめ、廃棄物の処理実績による減額。説明は以上となります。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

本日中に上程し質疑をし討論し採決を行うという事でありますので細々とお尋ねしていきたいと思います。旧東栄小学校校舎等解体工事の契約をですね、変更するというものがあります。この工事契約の金額を変更する増額の要因が今 5 つ示して頂きました。また減額の要因が 3 つお示し頂きました。まず一括してですね、7 点についてお尋ねしたいんですけども、その 1 つ目がこの増額要因 5 件減額要因 3 件要因ごとの契約当初の見積額と変更額を伺いたいというものです。2 点目、増額要因の 3 点目、浄化槽撤去の追加とありますが浄化槽はいつ設置されいつまで使用されたものなのか。また、契約段階で認識できなかった理由をお伺いいたします。3 点目は減額要因 1 の石垣撤去の一部取りやめであります。石垣撤去を隣接する農地との境を形成しており、農地部分が崩落する危険があったため撤去を取りやめた部分があるということてであります。撤去を取りやめるとなると石垣は将来にわたって保全していくということになるか伺いたいと思います。4 点目は減額要因の 2 のコンクリート柱撤去の一部取りやめについてです。柱の設置目的又は設置されている数量、そして柱の撤去を取りやめた理由と今後の使用目的を伺います。5 点目は減額要因 3 の処分実績による減額であります。廃棄物の処分数量が増減があったとのことだと思いますが、廃棄物の種類ごと、例えばコンクリート、プラスチック、木くず等のそれぞれの主な要因ごとの変更額と最終的な金額をそれぞれ伺いたいと思います。残りの 2 点は関連しての質問になりますが、この事業に関連してお答え頂けたらと思います。雨が降るとですね、旧東栄小学校の敷地北側に雨水の流れが集中して側溝があふれるという苦情、町民の方から頂いております。この解体工事によってですね、改善は見込めるものなのか、また今後排水の見直しを考えているかお伺いいたします。最後 7 点目はですね、この解体工事が終わった跡地の管理についてです。町はですね、公共施設の中でこの旧小学校を解体する理由としてですね、景観であったり植木等の管理に地元の方からも苦慮しているのご意見があったということをお答弁しております。私は地元本郷の住民の方から解体したら草刈りをしなければならない面積が増えるのではないかと、負担が増えるのではないかとそのような不満の声を聞いているんですが、解体後の敷地の草刈り等の維持管理作業は町と本郷区のどちらが負担するのか伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

まず最初に増員要因 5 件と減額要因 3 件の要因ごとの契約当初の見積額、変更額を伺うという事ですけれども、ちょっと金額の算出に関してはまだ年度中でありまして、請負率等ありますので数量で解答させて頂きたいと思います。まず樹木伐採の当初設計数量は 79 本、変更数量は 7 本の増であります。次にアスベスト含有建材撤去の当初設計数量は 1,832.9 m²で変更数量は 1,364 m²の増となります。浄化槽撤去の当初設計数量は見込んで

おりません。変更数量は 20.6 m³の増となっております。仮囲いの当初設計数量は 72mで変更数量は 60mの増となっております。交通誘導員配置については当初見込んでおりませんでしたけれども、地元の要望により配置しております。変更数量につきましては、145 人の増となっております。次に減額要因についてですけれども、石垣撤去の当初予定数量は 236.2m、変更数量は 219.7mの減となっております。コンクリート柱撤去の当初設計数量は 9 本で変更数量は 2 本の減となっております。処分実績の当初設計数量は 2,550.7 m³で変更数量は 130.3 m³の減となっております。次に浄化槽の撤去の追加で、浄化槽はいつ設置されいつまで使用されたものかという事ですけれども、浄化槽の設置の時期について把握しておりませんでした。いつまで使用されたかにつきましては、下水道施設が整備されるまで使用していたと考えられます。契約段階で認識できなかった理由ですけれども、工事設計書作成において使用した各種資料に浄化槽の記載がなかったため工事を開始するまで認識ができませんでした。3つ目の石垣撤去の一部取りやめについてございますけれども、当該石垣を維持していくために特別な措置を施すことは考えておりませんけれども、今後災害等何かしらの要因で当該石垣が農地との境を形成できなくなった場合は現状復帰するなどその時の状況に応じて対応をさせて頂きたいと思います。次にコンクリート柱撤去の一部取りやめについてでありますけれども、こちら電柱として使用しているもので数量は 2 基となります。あと柱の撤去を取りやめた理由でございますけれども、当該電柱は小学校校門付近に 2 基設置されています。今後の使用目的として考えているものはありませんけれども、現在でも本郷庄方面から共架されている状態であります。無理に撤去することで何らかの問題を発生することを危惧したため、この 2 基については撤去を取りやめとすることといたしました。次に減額要因でありますけれども、廃棄物の数量ごとの変更額と最終的な金額、こちらも設計数量で回答させて頂きたいと思います。コンクリートの変更数量は 150 m³の減で最終数量は 1,836 m³です。プラスチックの変更数量は 10.6 m³の減で最終数量は 1.4 m³となっております。木くずの変更数量は 8 m³の減で最終数量は 213 m³です。その他必要なものとしてアスベスト含有建材を回答させていただきます。変更数量は 18 m³の増で最終数量は 21.6 m³となっております。それとあと関連質問でありますけれども、小学校の敷地北側に雨水の流れが集中して側溝があふれる、これに関しまして旧小学校の排水につきましてこれまで排水桝が 1 つしかなく 1 点に集中することで大雨の際、側溝があふれることがありました。校舎解体によりまして雨水が 1 点に集中する可能性は低くなりましたが、排水機能の見直しを含め今後の状況を見て対応策を検討してまいりたいと思います。最後ですけれども解体後の敷地の草刈り等の維持管理は町と本郷区のどちらかが行うか伺うということで、基本的に町の普通財産でありますので町で維持管理していくものと考えておりますけれども、今後の状況によりましては本郷区にもご協力を仰ぐこともあるかもしれません。詳細につきましては、今後本郷区と協議をしていく予定であります。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

細々ご答弁頂きました。ありがとうございます。2 点目にお尋ねしたいのはですね、今回の契約の変更、一旦入札をして工事契約を結んだ契約を今回変更する必要がどこにあったのかということです。主な金額、1 番大きかったものが増額減額要因のどれだったのかなということをちょっとご答弁の中では金額がわからないので改めて伺いたいと思います。通常、見積もりをして契約をしてもですね、円単位で実績と一致するという事はないのではないかと素人考えで思うんけれども、どの程度の差額が出たらこの変更契約を行うものなのかということをですね、一般論含めて教えていただきたいと思います。今回の工事の増額ですね、4.9%の契約金額の増となります。いくらからとか何パーセントとか町が契約変更を受けるルールというようなものがあるのでしょうか。教えていただきたいと思います。また今回ですね、併せて8 点増減理由があったんですけども、工事契約を変更する特別な事情としましては、つまり主に何が一番費用として大きかったのかということを伺いたいと思います。ご答弁頂いた中で増額要因の2 つ目のアスベスト含有防水シート撤去の追加というのが、聞き間違いでなければ当初 1,832.9 m²を予定していて 1,364 m²が増えたとかかなり大幅に増えたという事なのでこの点なのかなというふうに素人目には思うんですけども、認識を伺いたいと思います。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい、まず増額要因で一番大きな要因となったものというご質問だったかと思いますがけれども、設計ベースで言いますと浄化槽の撤去と交通誘導員の配置についてが一番大きな増額要因となっております。こういった場合に変更契約をするかということですがけれども、こちら設計士も含めまして工程会議を開催しておりまして、本当に重要な変更事案が出たら、やはり契約を変更するというようなことが一般的であると思います。ただ、工事によっては増えたり減ったりする部分もございますので、その辺もトータル的に見まして変更契約をするかの決定をしていくものが一般的な考え方と思っております。恐らく回答については以上かと思います。

議長(加藤彰男君)

よろしいでしょうか。浅尾議員。3 回目です。

3 番(浅尾もと子君)

はい、最後のお尋ねでございます。一番大きかったのが浄化槽の撤去の追加と誘導員の追加であるということでありました。誘導員の追加ということであればですね地元からの要望を受けて追加すると決めているものわけですから、もっと早い段階で数量の増という

のは見込むことはできたのではないのでしょうか。また浄化槽の撤去の追加というのも浄化槽が発見された段階で追加することができたのではないかと思います。つまり予算をとってから随分月日がたっておりますけれども、今に至っているということの特徴というかですね、教えていただきたいと思います。つまりこの主要因についてですね、2月27日に私たちこの議案を頂いたのでありますけれども、そこに至るまで変更が出来なかった理由、それからですね、この変更をこれから行う現状工事の進み具合としては今どんな状況になっているのか、すっかり工事は完了していて不足額を東栄町に請求する形なのかその2点教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今ご指摘いただいたとおり、本来であればもう少し早く変更契約の議決をうけるべきだと考えております。そちら本当に申し訳なく思っております。あとは現在の工事の状況ですけれども、工事はほぼ終了しております。あとは片付けと完了届出の提出を待つのみとなっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終了いたします。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約変更について反対の立場で討論したいと思います。今回の議案は旧東栄小学校校舎等解体工事の契約を1億5,620万円から614万200円増額し1億6,234万200円とするものであります。契約の相手方は株式会社田中組であります。私がですね、今日質疑の中でいろいろと教えていただきましてある程度理解できたと思うんですが、やはりこの議案の提案というのは早急だったというに思います。本来であれば工事は契約金額の中で行われるべきものであります。2月27日に議会に突然この変更契約の提案がなされたわけでありまして、総務課長のご答弁にあったようにですね、本来であればもう少し早くに議決をするべきであったということでもありますから、そういったものであればですね、やはり余裕を持った議会への提案をして頂きたかったというふうに思います。本日の議了ではですね、答弁を受けて私自身が十分に内容を精査することができないという問題があります。増加の主要因がですね、浄化槽の撤去を追加すること、また誘導員を追加すること、こういったこ

とはですね、追加した時点で増額が見込まれるわけですから議会への情報提供等が可能だったのではないかと思います。それについてですね、執行部は議会に対して議会運営委員会の中で議会初日、本日の上程、質疑、討論、議決を求めています。私にとっては不十分な期間となりまして、またそれを議会の側が議会運営委員会の側が認めたという事も十分な対応だったとは思えません。町の入札はですね、やはりその金額を守ることが大前提でありますので、こういった急なスケジュールで変更を許せば今後安易な契約変更が繰り返されることにならないかと危惧するものであります。契約の変更にあたっては町は余裕を持って議会に提案し、そして議会はより慎重に議論を尽くすべきだと考えるものです。そして私は旧東栄小学校校舎等解体工事の契約についても反対して参りました。耐震改修が行われた建物であり他により耐震性が低く解体の緊急性が高い施設が多く残されている中でこの建物を解体する優先順位は低いと言わざるを得ません。さらに跡地の利用目的も示さないまま解体を強行したことも含めて、今回の契約変更による増額についても反対を表明したいと思います。

議長（加藤彰男君）

討論がありました。他にありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

この旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約の変更に対してですね、賛成の立場で討論したいと思います。いまいろいろ変更の内容等このことについて伺って聞いておりました。この変更契約はですね、工事完了にあたって当初の契約額を超えて614万200円ですかね、の追加費用が発生したということでありまして。その主な増額要因を整理すると、樹木の伐採の追加、アスベストを含む含有防水シート撤去の追加ということでこれは解体途中で判明したと、それから3番目が浄化槽の撤去の追加、教室棟の下から発見されたということでさらにあと2点ですかね、仮囲いの変更、安全確保のため仮設道路等、解体現場の分離ということでありまして。それから交通誘導員の配置の追加ということになっています。この中でまずアスベストや浄化槽の発見はですね、事前調査で把握できていれば増額を抑えられた可能性があると思いますが、特にアスベストが解体途中で判明しているため安全対策上撤去は不可避だというふうに考えられます。それからですね、仮囲いの変更や交通誘導員の追加も安全確保を考えれば必要な対応だったと私は思いますが、当初の計画時点でどこまで見積もれていたかがあります。今後の公共施設の解体や改修工事の際に類似のリスクがどう最小限に抑えられるかも重要だと思います。東栄町の契約締結の課題かなとも思えます。しかしですね、安全対策上契約変更は不可避だったと考え、私は賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

討論がありましたので起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
賛成の方起立をお願いします。はい着席ください。起立5名です。
賛成者の起立多数です。よって議案第20号は原案通り可決されました。
それでは午後の議事につきましては午後1時15分再開いたします。休憩いたします。

----- 議案第21号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に日程第18、議案第21号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いいたします。議案第21号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第10号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ2億2,688万5千円を減額し予算総額を41億8,588万1千円とするものです。第2条の継続費につきましては7ページの事業について変更するものです。第3条の繰越明許費につきましては、8ページの事業について翌年度に繰り越すものです。第4条の債務負担行為につきましては、9ページの事業について変更するものです。第5条の地方債の補正につきましては、10ページの事業について250万円を追加し11ページの事業について7,710万円を減額するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。まず全般的なことですが、今回の補正につきましては実績見込みによる精算等によるものが主であります。それらについての説明は省略させていただきます。歳出からお願いいたします。18ページをお開きください。2款1項1目一般管理費のうち18節北設広域事務組合負担金は、人事院勧告に基づく給与改定に基づく増額でその他は実績見込みによる減額です。3目会計管理費及び4目財産管理費は実績見込みによる減額です。6目町政功労者表彰費は表彰式を実施しなかったことによる減額です。20ページ7目企画費18節北設情報ネットワーク運営負担金は、一般支障による設備移転等による増額です。8目とうえい健康の館施設費は使用料減による財源更生です。11目町営バス運営対策費のうち、12節町営バス運行管理委託料は、桑原線の予約バス化に伴う増額でその他は実績見込みによる減です。2項1目税務総務費及び2目賦課徴収費は実績見込みによる減額です。22ページ3項1目戸籍住民基本台帳費から24ページ3款1項1目社会福祉総務費までは実績見込みによる減額です。3目障害者福祉費19節精神障害者医療費は実績見込みによる増額、その他は減額するものです。4目老人福祉費のうち、19節老人保護措置費は12月から1名が新たに措置開始になったことによる増額です。27節は後期高齢者医療特別会計の補正による減額、その他は実績見込みによる減額です。26ページ2項1目児童福祉総務費及び3項1目総務

管理費は実績見込みによる減額です。4款1項1目保健衛生総務費27節は東栄診療所及び国民健康保険特別会計の補正による減額です。2目予防費のうち28ページ12節出産育児応援給付金関係システム導入委託料は健康管理システムを改修するためのもので、22節母子保健衛生費国庫補助金及び感染症予防事業費国庫負担金等返還金は令和5年度事業の精算に係るものです。その他は実績見込みによる減額です。3目環境衛生費27節は簡易水道特別会計の補正による減額でその他は実績見込みによる減額です。2項1目環境衛生費及び30ページ2目火葬場費は実績見込みによる減額です。5款1項3目農業振興費のうち18節畜産飼料価格高騰対策支援補助金は、物価高騰の影響を受けている町内で畜産業を営む事業者に対して配合飼料の契約数量1トン当たり400円を補助するものです。その他は実績見込みによる減額です。6目千代姫荘施設費は実績見込みによる減額です。8目農業集落排水事業費27節は農業集落排水事業特別会計の補正による減額です。32ページ2項2目林業振興費及び3目林業事業費は実績見込みによる減額です。5目森林環境費のうち12節境界明確化事業委託料は、対象地区を拡大したことによる増額、その他は実績見込みによる減額です。3項1目水産振興費は実績見込みによる減額です。6款1項2目商工振興費のうち、34ページの18節起業家支援補助金は新たに1件申請があったことから増額し、その他は実績見込みによる減額です。3目観光費は実績見込みによる減額です。5目温泉施設費10節修繕料は配管等の修繕に対応するために増額するものです。7款1項1目土木総務費及び2項3目道路新設改良費は実績見込みによる減額です。36ページ4項1目公共下水道費27節は公共下水道事業特別会計の補正による減額です。8款1項1目常備消防費は人事院勧告による人件費の増に伴い増額するものです。2目非常備消防費及び5目防災諸費は実績見込みによる減額です。9款1項2目事務局費のうち、3節会計年度任用職員期末勤勉手当について増額し、その他は実績見込みによる減額するものです。38ページ5目東栄中学校50周年記念事業費は実績見込みによる減額です。2項1目学校管理費は実績見込みによる減額です。2項2目教育振興費10節消耗品費と17節教材備品費は国語辞典とストップウォッチを、40ページ3項2目教育振興費17節徴用器具費は大型テントを購入するもので、これらは後藤弘道氏からの寄付によるものです。38ページ2項2目教育振興費19節準要保護事業費は実績見込みによる減額です。3目学校施設整備費は森づくり基金から森林環境贈与税に振り替えたことによる財源更生です。40ページ3項2目教育振興費10節消耗品費は転入生に係る制服とオニスターポロシャツを購入するものです。その他は実績見込みによる減額です。3目学校施設整備費17節学校備品購入費は転入生に係る机の天板交換を追加するものです。4項2目学校給食共同調理場費は実績見込みにより1節会計年度任用職員報酬を減額するとともに、10節燃料費賄材料費、12節調理業務委託料を増額するものです。42ページ5目5項1目社会教育総務費から44ページ6項5目体育施設費までは実績見込みによる減額ですが、そのうち6項1目総務管理費12節東栄町総合社会教育文化施設指定管理委託料は光熱水費の高騰により増額するものです。7項1目森林体験交流施設費は森づくり基金から森林環境譲与税に振り替えることによる財源更生です。46ページ10款3項2目公共土木施設災害復旧費12節公共土木施設災害復旧工事設計監理業務委託料は、昨年8月の豪雨による町道下古戸浅井線の増破分に係るものです。14節公

共土木施設災害復旧工事は町道下古戸浅井線の工事が7年度に伸びたことにより今年度分の一部を減額するものです。11款1項公債費は利率見直しにより元金を増額し利子を減額するものです。12款1項1目財政調整基金費24節積立金は利子分を増額するとともに今年度の歳入歳出の見込みにより積み立てをするものです。48ページ2項1目減債基金費24節積立金は利子額を増額するとともに普通交付税の追加交付税の一部を積み立てするものです。3項1目高齢者いきいき健康増進基金は株式会社とうえいからの納付金を免除することによる減額です。5項1目庁舎等建設基金費24節積立金は利子分を増額するものです。6項1目東栄町森づくり基金費24節積立金は実績見込みにより増額するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款町税から6ページの13款使用料及び手数料までは収入見込みによる増減です。14款国庫支出金から10ページの15款県支出金までは、それぞれ給付費等の実績見込みによる増事業実施の精算による増減によるものです。そのうち14款2項における1目2目及び5目の地方創生臨時交付金重点支援は各事業への充当額を変更したのですが、8目については畜産飼料価格高騰対策支援補助金に充てられます。10ページ16款財産収入は実績見込みによる増減です。12ページ17款1項1目の一般寄付金は小中学校に対して寄付されたものです。東栄ふるさと寄付金は実績見込みによる減額です。18款繰入金は財政調整等による減額です。14ページ19款繰越金は実績見込みによる増額です。20款諸収入は収入見込みによるものです。21款町債は事業費確定に伴う減額ですが、16ページ7目土木債については町道中設楽戦橋線改良工事に対して追加するものです。次に52ページにつきましては、公共下水道事業特別会計繰出金と公共土木災害復旧事業に係る継続費について変更する内訳です。53ページから55ページにつきましては、年度内に事業が完了できない6事業について翌年度に繰越をさせて頂く明許費の内訳です。56ページにつきましては、公共土木災害復旧事業に係る債務負担行為について変更する内訳です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算の概要のですね、3ページの(5)農林水産業費の中の畜産業の飼料価格高騰対策としての畜産事業者への補助金202万8千円について伺います。過去にも同様の補助事業を行っていたかと思いますが、これは新規の施策として考えていいのでしょうか。今までやっていたものの請求が多くて追加したのかその点ご説明いただきたいと思います。また新規であればどのような制度設計をしているのか改めてお示し頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、昨年そうですね、この高騰対策のほうさせて頂いております。新規ではございません。継続というかその制度を活用して行うものです。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

では令和 6 年度の事業について未消化の部分に新たに請求があったということなんでしょうか。それとも何か活用しておっしゃったので、それまであった事業を何か変更するなどしたのかもうちちょっとご説明頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、昨年度基金の積立というものがございましてそこは 300 円を負担させていただいています。引き続きですね、その基金の方は蓄えがないものですから緊急時ですね、そういったときに使う基金の貯えとして負担をさせて頂いており、今回は 400 円という事でお願いします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい、櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番櫻井です。46 ページの 10 款 3 項 2 目の公共土木施設災害復旧費の 14 節の工事請負費なんですが、延長をしているということで請負会社だとかそういったところへの延長している分、内訳というかきちんと請負会社の方への、ずっと重機が置いてあったりとかそういったことで、待機も自分の横のところ待機しているんだけど、そういった内訳だとかも支払いだとかどのようなになっているのかなと思って、ちょっと確認で、今細かいことはまた教えてほしいんですけども。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

そこにつきましてですね、まだ今後工事が続いておりますので精査していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、以上で歳出の質疑を終わります。

3回目、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ただいまの櫻井議員の質疑の点なんですけれども、私は継続費の補正7ページ予算書の7ページの継続費の補正に関わってお尋ねしたいと思います。古戸の町道の復旧工事、豪雨災害による土砂崩れですね、復旧工事に係る予算総額2億5千万円ありますが、継続費を補正してですね、令和7年度に1億4,420万円の年割額を継続費として7年度以降も見込むという事になるんですけれども、事業費の相当な部分が繰越という事になりますから工事はかなり遅れているのかなという印象を持ちます。町内でも大変心配して待っておられる方が多い事業でありますのでうちちょっと詳しくですね、どういうことで設計の変更が1千万円を超える設計の変更が必要になったのか、また今後どういう工事が実際に必要になっていつごろに工事が完了する見込みなのか現時点でお分かりになる範囲で教えてくださいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

古戸の災害におきましては、令和5年6月の豪雨又は台風によりまして被災した箇所ですけれども、昨年令和6年8月にですね、大雨が降った際にですね、下部、下の部分がさらに崩れまして、そこについて岩盤等いろいろ調査が必要であるということになりましたので、そこからボーリング等の調査をしています。ちょっとまだ結果が出ていないので完全な工法は言えないんですけれども、下の部分が崩れているということで岩質とかですとかね、岩の固さですね、そういったものを調査して今後工法を決めていくということになります。それから崩れた際にですね、水等が部分的に出ていますので、その水の処理をどうするかとかそういうことを検討しております。概ね聞いた中では工法的にはそんなに変わらないということなんですけれども、崩れて面積が大きくなった部分又は起点の部分の方もちょっと崩れましたので、そっちの方も面積は大きくなるというふうになると思います。期間はですね、その8月に崩れてですね、そこからずっとストップしておりますので、そこをちょっと検討してですね、少なくとも今8ヶ月、その部分間違いなく伸びるかなと思っております。

議長（加藤彰男君）

今の部分につきましては、常任委員会の際にまた質問がありましたら、事前に質問を出して頂いて委員会での質疑を深めるということをお願いしたいと思います。他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で歳出の質疑を終わり、次に歳入全般について質疑はございませんか。

はい、よろしいですか。

（「なし」の声あり。）

以上で歳入歳出全般の質疑を終わり、議案第 21 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 22 号、23 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、議案第 22 号「東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」、日程第 20、議案第 23 号「令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」の 2 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

それでは、補正予算書の 15 ページをご覧ください。議案第 22 号、東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について。16 ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ 453 万 8 千円を減額し、予算総額 4 億 6,992 万 4 千円とするものです。補正予算書の 66 ページをご覧ください。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 66 万円の減、マイナ保険証に係るシステム改修ですが、既存の基幹システム保守料の中で賄うことができたため減額するものです。3 款 1 項から 3 項までは調整交付金等の額の確定に伴う財源構成です。68 ページをご覧ください。5 款 3 項 2 目保険事業費 12 節委託料 400 万円の減、健診受診者数の減少に伴う減額です。8 款 1 項 4 目保険給付費等交付金償還金 22 節償還金利子および割引料 3 千円の増。令和 5 年度分の補助金超過交付分の返還に伴う増額です。8 款 3 項 2 目他会計繰出金 27 節繰出金 11 万 9 千円の増。東栄診療所に係る調整交付金の額の確定見込みによる増額です。62 ページをご覧ください。次に歳入です。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 2 節保険給付費等交付金 16 万 4 千円増。東栄診療所に係る特別調整交付金額の確定見込みによる増額です。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金保険料軽減分 98 万 4 千円の減。県から交付される保険基盤安定負担金の確定見込みによる減額です。2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分 82 万 2 千円の減。同じく国県から交付される保険基盤安定負担金の確定見込みによる減額です。3 節職員給与費等繰入金 400 万円の減。健診受診者減に伴う減額です。5 節財政安定化支援事業繰入金 10 万 4 千円の減。財政安定化支援事業繰出金の確定による減額です。6 節未就学児均等割保険料繰出金 5 万 1 千円の減。未就学児保険料軽減負担金の確定に伴う減額です。8 節その他一般会計繰入金 5 千円

の増。産前産後保険料負担金の確定に伴う増額です。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。

続きまして補正予算書の 21 ページをご覧ください。議案 23 号、令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について。22 ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ 18 万 3 千円減額し予算総額を 1 億 4,056 万円とするものです。補正予算書の 78 ページをお願いいたします。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 10 万 1 千円の減。広域連合のシステム改修が今年度実施され、連結する自庁端末更新業務委託料が来年度事業となったため減額するものです。18 節負担金補助及び交付金 8 万 2 千円の減。広域連合事務費負担金の確定に伴う減額です。次 76 ページをご覧ください。次に歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 18 万 3 千円の減。こちらは歳出予算一般管理費の減額に伴う事務費繰入金の減額です。後期高齢者医療特別会計補正予算は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第 22 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 22 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 23 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 23 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 24 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 24 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

東栄診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

私の方から東栄診療所特別会計補正予算の説明をさせていただきます。補正予算書の 27 ページをお願いいたします。議案第 24 号、令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 3 号について。28 ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 518 万 7 千円減額し、予算総額を 4 億 1,088 万 6 千円とするものです。今回の補正につきましては精算によるものや実績見込みのものがほとんどですので、主だったところのみ説明させていただきます。補正予算書の 90 ページをお願いいたします。歳出の方からお願いいたします。1 款 1 項 1 目 12 節委託料、医師派遣委託料の減額は当初派遣を見込んでいたものも実績減、派遣回数が減となったことによる減額です。その他は請負残によるものです。2 款 1 項 1 目 17 節備品購入費は電子カルテ更新に係る購入契約確定による減額です。92 ページをお

願いいたします。2 款 1 項 3 目委託料の電子カルテ系保守点検委託料は電子カルテ更新移行に伴う減額です。次に歳入の説明をさせていただきます。86 ページをお願いいたします。

1 款 1 項の外来収入は 1 目国民健康保険診療収入の 688 万 5 千円の減額をはじめ総額で 1,797 万 3 千円の減額となっていますが、医療圏域の人口の減に伴う患者数の減、今年度診療改定による一部影響があるものと予測しております。1 款 2 項 2 目 1 節その他収入の医学管理産業医業務委託料の減額はすぎのきの里と訪問回数の減及び産業医の配置が配置義務がなくなったことによる減です。次に 88 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目 1 節他会計繰入金金は国保のへき地診療所運営費実績確定による増額です。以上で補正の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 24 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 25 号、26 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、議案第 25 号「令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、日程第 23、議案第 26 号「令和 6 年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」の 2 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは 2 つの財産区の特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。まず御殿財産区特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の 33 ページをお願いいたします。議案第 25 号、令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算第 1 号について、続いて 24 ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 75 万 8 千円を減額し予算総額を 209 万 2 千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出から 102 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目財産管理費 12 節除伐等委託料は実績見込みによる減額であります。次に歳入の説明をさせていただきます。100 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目雑収入 1 節森林整備センター分収林事業補助金は実績見込みによる減額であります。以上で御殿財産区特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

続いて園財産区特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の 39 ページをお願いします。議案第 26 号、令和 6 年度東栄町園財産区特別会計補正予算第 1 号について。続いて 40 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 33 万 3 千円を増額

し予算総額を 33 万 7 千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。今回の補正は財産区に所属する山林からの収益があったことによるものです。歳出からお願いいたします。112 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目管理会費は今回の収益分を御園区に支払うものです。次に歳入の説明をさせていただきます。110 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目雑収入は御園字小岩岳の分収林の利用間伐を行った結果、間伐材の販売により収益が得られたものです。以上で園財産区特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第 25 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 25 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 26 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 26 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 27 号～29 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、議案第 27 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について」、日程第 25、議案第 28 号「令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」、日程第 26、議案第 29 号「令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の 3 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

それでは東栄町簡易水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 27 号、令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について。2 ページをお願いいたします。第 2 条、令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次の通り補正する。浄水施設建設改良費、補正予定量マイナス 4,809 万 2 千円、計 3,229 万 3 千円。排水施設建設改良費、補正予定量マイナス 1,650 万、計 3,435 万 2 千円。第 3 条、予算 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第 1 款第 1 項営業収益、補正予定額 128 万 1 千円、計 5,439 万 6 千円。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額マイナス 231 万 4 千円、計 1 億 6,139 万 3 千円。第 2 款第 1 項営業費用補正予定額 8 万 6 千円、計 2 億 559 万 1 千円。第 2 項営業外収益、補正予定額マイナス 111 万 9 千円、計 969 万 8 千円。第 4 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を

次の通り補正する。第3款第1項企業債、補正予定額マイナス950万、計1,500万。第3款第3項他会計出資金、補正予定額マイナス950万、計4,065万5千円。第4項移転補償費、補正予定額マイナス4,372万円、計147万円。第4款第1項建設改良費、補正予定額マイナス6,459万2千円、計6,664万5千円。それぞれ補正予算説明書で説明いたします。補正予算書の11ページをお願いいたします。2款2項2目消費税及び地方消費税111万9千円の減。これにつきましては確定申告の結果還付となったため減額するものです。10ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款1項1目給水収益84万1千円の増。これにつきましては当初の見込みより増えたことによる補正です。1款1項3目加入者負担金44万円の増。これにつきましては当初の見込みより新規加入が増えたことによる補正です。1款2項2目他会計補助金387万6千円の減。これにつきましては支出の補正に伴い補正するものです。1款2項4目消費税及び地方消費税還付金152万2千円の増。これにつきましては確定申告の結果還付となったため補正するものです。13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出ですが、4款1項1目工事請負費4,749万2千円の減。これにつきましては御園導水管更新工事において、当初想定していなかった岩盤が出たため補助事業で実施している委託料から工事費に組み替えるものです。与良木地内旧中継槽解体及び送水管移転につきましては、県の工事の進捗により令和7年度以降の実施となったため減額するものです。4款1項2目工事請負費1,650万円の減。これにつきましては八橋中設楽線の工事について県の工事が令和7年度以降の実施となったため減額するものです。本郷下川農免線移設工事につきましては、諸器材の高騰などにより増額するものです。12ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入ですが、3款3項1目建設改良債950万円の減。これにつきましては県の工事が令和7年度以降となったため減額するものです。3款1項1目他会計出資金950万円の減。これにつきましては支出の補正により減額するものです。3款4項1目移転補償金4,372万円の減。県の工事の進捗により令和7年度以降の実施となったため減額するものです。東栄町簡易水道事業特別会計補正予算については以上となります。

次に東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。議案第28号、令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号について。2ページをお願いいたします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第1款第1項営業収益、補正予定量46万9千円、計3,677万2千円。第1款第2項営業外収益、補正予定額マイナス1,717万1千円、計1億3,549万7千円。第2款第1項営業費用、補正予定額マイナス1,384万1千円、計1億6,642万1千円。第2項営業外費用、補正予定額マイナス280万1千円、計534万8千円。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第3款第2項補助金、補正予定額マイナス910万円、計4,480万円。それでは補正予算説明書で説明いたします。10ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出ですが、2款1項1目光熱水費480万円の減。これにつきましては電気料の値上がりによる見込みを見ておりましたが、大きな値上がりがなかったため減額するものです。修繕料115万円の減。これにつきましては請負残による減額です。委託料800万円の減。

これにつきましても請負残による減額です。2款2項2目消費税及び地方消費税 280 万 1 千円の減。これにつきましては確定申告の結果還付となったため減額するものです。9 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1 款 1 項 1 目下水道使用料 469 万円の増。これにつきましては当初の見込みより増えたことによる補正です。1 款 2 項 2 目他会計補助金 1,849 万 9 千円の減。これにつきましては支出の補正に伴う補正です。1 款 1 項 4 目消費税及び地方消費税還付金 138 万 8 千円の増。これにつきましては確定申告の結果還付となったため補正するものです。11 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入ですが、3 款 2 項 1 目国庫補助金 910 万円の減。これにつきましては交付金が見込みより減額交付されたことに伴い補正するものです。東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については以上となります。

次に東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明をいたします。補正予算説明書の 1 ページをお願いいたします。議案第 29 号、令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について。2 ページをお願いいたします。第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第 1 款第 1 項営業収益、補正予定額 9 万 6 千円、計 433 万 7 千円。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額マイナス 197 万 7 千円、計 4,065 万 3 千円。第 2 款第 1 項営業費用、補正予定額マイナス 133 万 6 千円、計 4 万 3,415 円、失礼いたしました。4,314 万 5 千円。第 2 項営業外費用、補正予定額マイナス 54 万 5 千円、計 107 万 5 千円。それでは補正予算説明書で説明いたします。9 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出ですが、2 款 1 項 1 目委託料 140 万円の減。これにつきましては請負残による減です。2 款 2 項 2 目消費税及び地方消費税 54 万 5 千円の減。これにつきましては確定申告の結果還付となったため減額するものです。8 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1 款 1 項 1 目農業集落排水使用料 9 万 6 千円の増。これにつきましては当初の見込みより増えたことによる補正です。1 款 2 項 2 目他会計補助金 233 万 4 千円の減。これにつきましては支出の補正に伴い補正するものです。1 款 1 項 4 目消費税及び地方消費税還付金 35 万 7 千円の増。これにつきましては確定申告の結果還付となったため補正するものです。東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。はじめに議案第 27 号の質疑を行います。収入支出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 27 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 28 号の質疑を行います。収入支出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 28 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 29 号の質疑を行います。収入支出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を終わり議案第 29 号を常任委員会に付託いたします。

今、1 時間が経ちましたのでここで一旦休憩といたします。再開は 2 時 10 分です。

----- 議案第 30 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。

次に令和 7 年度一般会計、各特別会計の当初予算関係の議案に入りますが、会期及び議事日程で確認していますように議案は 12 日水曜日の予算特別委員会へ付託し審議を予定しております。本日は予算特別委員会を基本として確認したい事項に限ってお願いいたします。

それでは日程第 27、議案第 30 号「令和 7 年度東栄町一般会計予算について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは令和 7 年度の東栄町一般会計の予算の説明させていただきますが、先般の全員協議会におきまして予算内容につきましては説明させて頂いておりますので、本日は上程のみとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 30 号、令和 7 年度東栄町一般会計予算について。続いて 2 ページをお願いいたします。令和 7 年度の一般会計予算は歳入歳出の予算総額を 40 億 1,400 万円とするものです。第 2 条の継続費につきましては 8 ページ第 2 表継続費の通りです。第 3 条の債務負担行為につきましては、9 ページ第 3 表債務負担行為の通りです。第 4 条の地方債につきましては、10 ページ第 4 表地方債の通りです。第 5 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5 億円とするものです。第 6 条では同一款内で相互利用できることを定めるものです。それでは 3 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款町税 3 億 828 万 4 千円。2 款地方譲与税 9,413 万円。3 款利子割交付金 10 万円。4 款配当割交付金 200 万円。5 款株式等譲渡所得割交付金 100 万円。6 款法人事業税交付金 800 万円。7 款地方消費税交付金 6,900 万円。8 款環境性能割交付金 750 万円。9 款地方特例交付金 1 千円。10 款地方交付税 18 億 5,100 万 1 千円。11 款交通安全特別交付金 1 千円。12 款分担金及び負担金 2,610 万円。13 款使用料及び手数料 6,225 万 5 千円。14 款国庫支出金 3 億 6,734 万円。15 款県支出金 3 億 1,939 万 6 千円。16 款財産収入 1,073 万 5 千円。17 款寄付金 827 万 9 千円。18 款繰入金 3 億 7,344 万 1 千円。19 款繰越金 1 億円。20 款諸収入 8,793 万 7 千円。21 款町債 3 億 1,350 万円。歳入合計 40 億 1,400 万円。それでは 6 ページをお願いいたします。歳出 1 款議会費 4,421 万 3 千円。2 款総務費 8 億 683 万 7 千円。3 款民生費 6 億 6,620 万 5 千円。4 款衛生費 5 億 293 万 2 千円。5 款農林水産業費 4 億 7,926 万 6 千円。6 款商工費 8,162 万円。7 款土木費 2 億 5,718 万 7 千円。8 款消防費 2 億 5,851 万 7 千円。

9 款教育費 2 億 4,812 万円。10 款災害復旧費 1 億 7,237 万 6 千円。11 款公債費 4 億 6,215 万 7 千円。12 款諸支出金 2,378 万 5 千円。13 款予備費 1,078 万 5 千円。歳出合計 40 億 1,400 万円。一般会計予算につきましては以上であります。

議長（加藤彰男君）

議案第 30 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。一般会計予算説明書歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、詳しくは予算特別委員会で伺いたいと思います。当初予算の概要の中でですね、まずはこの予算編成がどのようにされたかという特徴が書かれております。2 ページの中ほどにありますけれども、依然として余裕がないということ示す結果となっていることから前例にとらわれず、より厳格な視点のもと更なる事務事業の見直し及び行政コストの削減を図ることが必要な状況となっていますというふうにあります。行政コストの削減、経常経費の抑制ということを念頭に作られた予算であるというふうに思います。経費削減は重要ですがそれが住民サービスの低下につながらないかと懸念するものです。具体的に行政コストの削減、経常経費の抑制どのようなことをこの予算で行ったのか伺いたいと思います。併せて住民サービスの低下につながるものが含まれているか教えてください。

議長（加藤彰男君）

今の内容はこの本会議ですか。特別委員会の話ですか。どうしますか。特別委員会を含めてということで、これがあればということでもいいですか。

はい、副町長。

副町長（伊藤克明）

また特別委員会の席でまたお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

この一般会計予算ですが、先ほど町長からご説明のあった行政報告や大綱説明また教育長の教育方針に根ざしたものだと考えます。審議にあたっての参考として重要なご発言だと思いますので、是非会期中にホームページで公表して頂きたい、それが出来ないのであれば議員に配布して頂きたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は了解したという事でいいですか。

町長

町長(村上孝治君)

私が先ほど冒頭で予算大綱説明したので、その関係分について予算に必要であれば特別委員会でその部分述べさせていただきます。

議長(加藤彰男君)

はい、教育長。

教育長(岡田守君)

私に関する部分は総合教育会議でも示しておりますので示す分には問題はありません。

議長(加藤彰男君)

今の内容は予算審議ですから、予算審議に関わる部分については予算特別委員会で改めてということで整理したという事ですね。他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

はい。次に一般会計予算説明書の歳入全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で議案第 30 号の質疑を終了いたします。

----- 議案第 31 号、32 号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第 28、議案第 31 号「令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、日程第 29、議案第 32 号「令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」、以上 2 案件を一括で議題といたします。質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

それでは当初予算書の 11 ページをご覧ください。議案第 31 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。12 ページをご覧ください。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 5,814 万 9 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の部分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金、第 2 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 4 千万円と定める。歳出予算の流用、第 3 条地方自治体第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することが出来る。13 ページをご覧ください。第 1 表歳入歳出予算。歳入予算の内訳です。1 款国民

健康保険料 5,875 万円。2 款使用料及び手数料 1 万円。3 款県支出金 3 億 872 万 4 千円。4 款財産収入 85 万 5 千円。5 款繰入金 6,174 万 6 千円。6 款繰越金 323 万 5 千円。7 款諸収入 495 万円。8 款町債 1 千円。9 款分担金及び負担金 1,987 万 8 千円。歳入合計 4 億 5,814 万 9 千円。14 ページをご覧ください。歳出の予算内訳です。1 款総務費 216 万 7 千円。2 款保険給付費 2 億 9,456 万 7 千円。3 款国民保険事業費納付金 9,084 万 3 千円。4 款共同事業拠出金 1 千円。5 款保険事業費 6,026 万 8 千円。6 款基金積立金 1 千円。7 款公債費 2 千円。8 款諸支出金 830 万円。9 款予備費 200 万円。歳出合計 4 億 5,814 万 9 千円。国民健康保険特別会計予算については以上です。

続きまして当初予算書の 17 ページをご覧ください。議案第 32 号、令和 7 年度東栄町後期高齢者医療保険特別会計予算について。18 ページをご覧ください。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 3,953 万 1 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金、第 2 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 500 万円と定める。歳出予算の流用、第 3 条地方自治体第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。19 ページをご覧ください。第 1 表歳入歳出予算歳入予算の内訳です。1 款後期高齢者医療保険料 5,816 万 4 千円。2 款使用料及び手数料 2 千円。3 款繰入金 8,114 万 9 千円。4 款繰越金 1 千円。5 款諸収入 21 万 5 千円。歳入合計 1 億 3,953 万 1 千円。20 ページをご覧ください。歳出予算の内訳です。1 款総務費 579 万 1 千円。2 款後期高齢者医療広域連合納付金 7,970 万 8 千円。3 款後期高齢者医療費 5,332 万円。4 款諸支出金 21 万 2 千円。5 款予備費 50 万円。歳出合計 1 億 3,953 万 1 千円。後期高齢者医療保険特別会計予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

議案第 31 号、議案第 32 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第 31 号の質疑を行います。国民健康保険特別会計歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

歳入のうち、国民健康保険料の収入について伺いたいと思います。予算総額がですね、令和 6 年度の 6,608 万 6 千円から 733 万 6 千円減少し 5,875 万円となります。しかし町は 2 月 12 日の議会全員協議会で令和 7 年度に 1 人当たりの被保険者 1 人あたりの保険料を年額 1 万 5 千円程度増額する方針を示しておりました。この予算に保険料の増額が反映したものと町長から説明がありましたが、具体的にどのような増額がこの予算に盛り込まれているのか伺いたいと思います。併せて国保料の予算額を計算するに用いた国保料率を伺いたいと思います。所得割、率、均等割額、平等額それぞれについて伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也）

令和7年度当初予算には令和6年度の1人あたりの調定額、年間の保険料額に1万5千円を増額した金額を1款国民健康保険料として計上しております。当初予算の積算の中では保険料率を定めての積算ではなく1人あたりの調定額に1万5千円を加え令和7年度の被保険者数の見込み率を乗じて収納率をかけた金額を計上しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい。積算にあたって料率後の設定をしていないということなんですけれども、今回の議会への説明でも1万5千円1人あたり値上げということで6年ぶりの値上げとなります。住民の皆さんにとっては大変大きな負担増となりますので、この議会の中で丁寧に説明していただきたいと思います。国保料その他の、これ値上げにあたってですね、被保険者の所得水準や世帯構成、年齢構成などによってどの程度の保険料が増額となるのかモデルケース、世帯人員別、また所得段階別増加額などお示し頂きたいと思いますが、また委員会でご検討頂きたいと思います。そしてもう1点ですね、私が大変違和感を持ちましたのは国保料を値上げするということがですね、この予算書のどこにも書いていないという点であります。東栄町はですね、主要事業の概要という冊子1つと主要事業という冊子が1つ200ページ近い資料がございます。さらに当初予算の概要という資料があるんですけれども、この中に国保料を値上げすると書いていないんですね。なぜなんでしょうか。東栄町にとっては住民の負担が大きくなるという事、それほど大きな問題だと思っていないということなんでしょうか。改めて主要な事業の主な特徴としてですね、位置づけて頂いて今後広報等で町民に知らせるにあたっては今回の国保特別会計の目玉事業として町民の皆さんにお示し頂きたいと思いますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也）

前回での議会全員協議会でもお話しさせて頂きましたけれども、令和7年度の4月の仮算定通知の際には各世帯、加入世帯全員にですね、そうした見直しについてのお知らせと、実際8月に本算定を行いますのでその際にも広報誌等で周知の方ご理解いただくよう周知

の方をしていきたいと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねはですね、1 万 5 千円を増額するにあたってこの議会の中で 1 人当たりどの程度の負担が実際に増えるのかをお示し頂きたいということなんです。今全く分からないという状態なんですけれども、年金生活者の方、自営業者の方、ご家族の多い方それぞれの程度の負担なのか推測できるんじゃないでしょうか。この議会中に示した上で議決を図って頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

モデルケースをいくつかですね、選定しまして予算特別委員会の時にお示しできたらと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 31 号の質疑を終了いたします。

次に議案第 32 号の質疑を行います。後期高齢者医療特別会計予算説明書の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 32 号の質疑を終了いたします。

----- 議案第 33 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 30、議案第 33 号「令和 7 年東栄診療所特別会計予算について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

東栄診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

それでは予算書の 21 ページをお願いいたします。議案第 33 号、令和 7 年東栄診療所特

別会計について。22 ページをお願いいたします。第 1 条は歳入歳出の予算総額を 3 億 6,603 万 3 千円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入の上限を 5,000 万とするものです。第 3 条は同一款内で相互流用ができるものを定めるものです。23 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款診療収入 1 億 8,888 万 5 千円。2 款使用料及び手数料 219 万 4 千円。3 款県支出金 825 万円。4 款繰入金 1 億 6,060 万 9 千円。5 款繰越金 1 千円。6 款諸収入 609 万 4 千円。歳入合計 3 億 6,603 万 3 千円。24 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 2 億 8,060 万 2 千円。2 款医業費 7,937 万 3 千円。3 款公債費 105 万 2 千円。4 款予備費 500 万円。歳出合計 3 億 6,603 万 3 千円。東栄診療所特別会計については以上です。

議長（加藤彰男君）

議案第 33 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。東栄診療所特別会計予算説明書の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。補正予算説明書の 285 ページの給与費明細書の中からお尋ねいたします。右上(2)の給与及び職員手当の増減額の明細であります。会計年度任用職員以外の職員についてですね、給与の減額の内訳として退職 6 人と書いてあります。この 6 人の方が退職されるということだと思えるのですが、令和 6 年度の予算を編成してから令和 7 年度予算を編成するまでの間に 6 人が辞めたという理解でよいかと伺いたいと思います。併せて一般会計でもですね、同様の記載は退職者 6 人となっています。合計人数と比べて一般会計よりも人数の少ない診療所で 6 人の退職者というのは多すぎるのではないかと考えますが、改めて退職者の傾向、どうして退職者がこれほどまでに出ているのかその分析を予算特別委員会でお示し頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

退職者 6 名につきましては、この給与明細書につきましては令和 6 年度の当初予算から令和 7 年度の当初予算にかけまして人員の変更となりますので 6 名の退職となっております。分析につきましては自己都合退職となっております。ここで申し上げることではないのでよろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

以上で議案第 33 号の質疑を終了いたします。

----- 議案第 34 号～39 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 31、議案第 34 号から日程第 36、議案第 39 号までの「令和 7 年度各財産区特別会計予算について」の 6 案件は一括議題とするとともに、予算説明は前年度予算額を比較し増減のある財産区特別会計のみしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、6 財産区のうち増減のある御殿財産区特別会計の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明）

それでは予算書の 25 ページをお願いいたします。議案第 34 号、令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について。続いて 26 ページをお願いいたします。令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 560 万円とするものです。第 2 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。27 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出の予算。歳入 1 款財産収入 9 万円。2 款分担金 9 万 9 千円。3 款繰越金 1 万円。4 款雑収入 5 4 0 万 1 千円。歳入合計 5 6 0 万円。28 ページをお願いします。歳出 1 款管理会費 8 万円。2 款財産管理費 5 5 0 万円。3 款予備費 2 万円。歳出合計 5 6 0 万円。それでは予算説明書により説明させていただきますが、昨年度と変更があったところのみの説明とさせていただきます。歳出からお願いいたします。294 ページをお開きください。2 款 2 項 1 目財産管理費 12 節除伐等委託料は分収林造林契約をしております月字杉畑の山林について保育としての除伐と保護管理としての歩道新設を行うものです。次に歳入の説明をさせていただきます。292 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目雑収入 1 節森林整備センター分収林事業補助金は、分収林造林計画に基づいて全額森林整備センターが負担するものです。以上で御殿財産区特別会計の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより議案第 34 号から議案第 39 号の 6 案件について質疑に入ります。各財産区特別会計予算の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 34 号から議案第 39 号の質疑を終了いたします。

----- 議案第 40 号～42 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 37、議案第 40 号「令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」、日程第 38、議案第 41 号「令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につ

いて」、日程第 39、議案第 42 号「令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計について」以上 3 案件を一括として議題といたします。質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

それでは東栄町簡易水道事業特別会計予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 40 号、令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について。2 ページをお願いいたします。第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数 1,684 戸。2、年間給水量 771,250 立方メートル。3、1 日平均給水量 2,113 立方メートル。4、主な建設改良事業、イ、浄水施設建設改良 6,353 万 4 千円。ロ、排水施設建設改良 4,989 万 5 千円。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 1 款第 1 項営業収益 5,317 万 6 千円。第 2 項営業外収益 1 億 6,943 万 2 千円。支出第 1 款第 1 項営業費用 2 億 4,050 万 8 千円。第 2 項営業外費用 930 万 1 千円。第 3 項予備費 50 万円。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 1 款第 1 項企業債 1,010 万円。第 2 項補助金 720 万円。第 3 項他会計支出金 3,359 万円。第 4 項移設保証金 4,997 万 2 千円。支出第 1 款第 1 項建設改良費 1 億 1,342 万 9 千円。第 2 項企業債償還金 5,097 万 9 千円。第 3 項予備費 50 万円。3 ページをお願いいたします。第 5 条企業債、御園導水管工事で限度額 60 万円、県道中設楽八橋線排水管移設工事で 950 万円の限度額を予定しております。第 6 条一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。第 7 条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり。1 営業費用と営業外費用。第 8 条次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用しまたそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。1 職員給与費 753 万 9 千円。第 9 条簡易水道事業特別会計を助成金するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 789 万 5 千円と定める。以上で簡易水道事業特別会計の予算について説明を終わります。

次に東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算書の 1 ページをご覧ください。議案第 41 号、令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。2 ページをご覧ください。第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。1、水洗化人口 1,316 人。2、年間総処理水量 27 万 6,840 m³。3、1 日平均処理水量 758 m³。4、主な建設改良費イ、浄化センター機器設備更新工事 3,554 万 9 千円。ロ、浄化センター電気設備更新工事 1,350 万 7 千円。ハ、東栄町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画作成業務委託 3,742 万 2 千円。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 1 款第 1 項営業収益 3,645 万 6 千円。第 3 項営業外収益 1 億 4,314 万 4 千円。支出第 2 款第 1 項営業費用 1 億 9,423 万 8 千円。第 2 項営業外費用 486 万 2 千円。第 4 項予備費 50 万円。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 3 款第 1 項企業債 1,200 万円。第 2 項補助金 4,373 万 5 千円。第 3 項他会計出資金 4,422 万 2 千円。第 6 項負担金等 90 万円。支出第 4 款第 1 項建設改良費 8,786 万 2 千円。第 3 項企業債償還金 5,858 万 8 千円。第 6 項予備費 50 万円。3 ページをご覧ください。継続費、第 5 条浄化セ

ンター機器設備更新工事 1 億 3,355 万 1 千円。令和 6 年度、7 年度年割額は以下の通りです。東栄町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託 3,742 万 2 千円。令和 7 年度令和 8 年度の 2 カ年の継続費となります。年割額については記載の通りです。第 6 条企業債、浄化センター機器設備更新工事で限度額 850 万円、浄化センター電気設備更新工事で限度額 350 万円を予定しております。第 7 条一時借入金、限度額は 5,000 万円と定めます。第 8 条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。営業費用と営業外費用。第 9 条次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用しまたはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。1 職員給与費 685 万 9 千円。第 10 条特定環境保全公共下水道事業特別会計を助成するため一般会計からこの会計へ補助受ける金額は 9,111 万 1 千円と定める。以上で特定環境保全公共下水道事業予算について説明を終わります。

次に農業集落排水事業特別会計の予算について説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 42 号、令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。2 ページをお願いいたします。第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。水洗化人口 205 人。年間総処理水量 26,974 m³。1 日平均処理水量 74 m³。4 主な建設改良費、イ、遠方監視装置更新工事 4,950 万円。ロ、遠方監視装置更新設計委託 1,144 万 3 千円。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 1 款第 1 項営業収益 425 万 2 千円。第 3 項営業外収益 4,447 万円。支出第 2 款第 1 項営業費用 4,728 万 5 千円。第 2 項営業外費用 93 万 7 千円。第 4 項予備費 50 万円。第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第 3 款第 1 項企業債 2,500 万円。第 3 項他会計出資金 3,038 万円。第 6 項負担金等 30 万円。支出第 4 款第 1 項建設改良費 6,460 万 6 千円。第 3 項企業債償還金 978 万 3 千円。第 6 項予備費 50 万円。3 ページをご覧ください。第 5 条の企業債ですが、遠方監視装置更新工事で限度額 2,200 万円。遠方監視装置更新工事設計委託で 300 万円を企業債する予定です。第 6 条一時借入金限度額は 500 万円と定めます。第 7 条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。営業費用と営業外費用。第 8 条次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用しまたはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。1、職員給与費 669 万 1 千円。第 9 条農業集落排水事業特別会計を助成するため一般会計からこの会計へ補助受ける金額は 2,460 万 1 千円と定める。以上で農業集落排水事業特別会計予算について説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。始めに議案第 40 号の質疑を行います。簡易水道事業特別会計予算説明書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 40 号の質疑を終了いたします。

次に議案第 41 号の質疑を行います。特定環境保全公共下水道事業予算説明書の収益的収

入及び支出、資本的収入及び支出の全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 41 号の質疑を終了いたします。

次に議案第 42 号の質疑を行います。農業集落排水事業特別会計予算説明書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で議案第 42 号の質疑を終了いたします。

ここで議長発議としてお諮りいたします。先の議会運営委員会で確認しましたように、議案第 30 号から議案第 42 号までの 13 議案は当初予算として慎重審査が認められますので、地方自治法 109 条、会議規則第 37 条、委員会条例第 4 条に基づき議長を除く予算特別委員会を設置して審議したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め予算特別委員会設置を議決いたしましたので、これを議事日程に追加します。議案第 30 号から議案第 42 号までの 13 議案について 7 名による予算特別委員会に負託して審査することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

続いて委員の選任を議事といたします。予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第 5 条第 1 項の規定により岡田浩二議員、佐々木一也議員、浅尾もと子議員、櫻井孝憲議員、伊藤真千子議員、西谷賢治議員、村本敏美議員を指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって予算特別委員会委員にただいま指名しました 7 名を選任いたしました。なお委員の方々は本日の本会議散会後に第 1 回委員会を開会し正副委員長の選任を行い、その結果を報告してください。

以上を持ちまして。

----- 北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書案 -----

議長（加藤彰男君）

はい浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

動議を提出します。日程を追加し北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書案を追加することを求めます。

議長（加藤彰男君）

今事務局から動議とされました意見書案を配布させます。

ただ今浅尾議員より動議の発言がありました動議の内容について浅尾議員の発言を求め

ます。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書案の趣旨をご説明申し上げます。会議規則第 13 条第 1 項により動議を提出するもので、この意見書案を提出する理由は北設広域事務組合が運営する北設情報ネットワークを民間譲渡にするにあたりテレビ放送単独の利用料が増加することから負担軽減を求める必要があるからであります。

議長（加藤彰男君）

ただ今浅尾議員から出されました動議、北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書についての賛成者の起立を求めます。

この動議に賛成の方はご起立ください。

はい着席してください。動議の賛成者がありましたので動議は成立いたしました。

北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書提出を議事日程に追加いたします。次に提出者の説明を求めます。

浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

それでは北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書案についてご説明いたします。この議案は別紙のとおり会議規則第 13 条 1 項により提出するものです。この案を提出するのは北設広域事務組合が運営する北設情報ネットワークを民間譲渡するにあたりテレビ放送単独の利用料が増加することから負担軽減を求める必要があるからであります。意見書案の内容をご紹介します。北設情報ネットワーク民間譲渡にかかるテレビ放送利用料の軽減を求める意見書として、北設広域事務組合は設楽町の一部を除いた北設楽郡のほぼ全域が地上波デジタル放送を視聴できない難視聴エリアにあたることから、2010 年度より独自の光ファイバー網を用いたケーブルテレビ放送、インターネット通信サービスを提供する北設情報ネットワーク事業を整備運営してきました。しかし、同組合では今後の事業経費や設備交換費用負担、10 年間で約 24 億円との試算であります。専門的な人財の育成確保やインターネット通信の環境変化への対応の困難などから、令和 9 年度までに同事業を民間事業者である中部テレコミュニケーション株式会社へ譲渡する方針であります。民間譲渡後にはテレビ放送の単独で利用する場合の月額利用料が 1,100 円から 2,640 円へと増加します。また同組合が実施する各種の減免措置がなくなるため、生活保護利用者にとっては現行の 550 円から 2,090 円もの負担増となります。テレビ放送と同時にインターネット通信やひかり電話サービスを利用する場合は利用料が割安となりますが、高齢化率 50 パーセントを超える郡内にはインターネット通信を利用しない住民や固定電話の乗り換えに抵抗感を持つ住民が少なくありません。物価高のもと、利用料負担が増加することで住民は災害時の重要な情報伝達でもあるテレビ放送を引き続き

利用できなくなる恐れがあります。一方、民間譲渡にかかる事業費、事業者の提案では約14.63億円であります。事業費に対して国や県からの支援が拡充されており町村、事業者の負担は大幅に減少する見込みであります。国、総務省の高度無線環境整備推進事業の補助率が3分の1から3分の2へと大幅に拡充され、また愛知県は独自に三河山間地域情報格差対策費補助金、令和7年度予算案で3,130万5千円、令和8年度にも支出予定だということであります。このように予算化しております。これらを踏まえて下記の事項を要望するというものであります。要望事項は1、町村、事業者と協議し民間譲渡後のテレビ放送利用料の軽減を図ること。2、民間譲渡後のテレビ放送利用料の軽減をするため国や県へ財政措置を求めること。以上を北設広域事務組合管理者に求めるものとなっております。今回の予算の中にはこの民間譲渡にかかる多額の予算が含まれております。ぜひ予算特別委員会での議論を経てこの意見書案についてもご協議頂きたいと思いますので委員会付託を求めて私からのご説明を終わりといたします。

議長（加藤彰男君）

ただ今提出者の説明が終わりました。

今、お手元にあります様式で、ここのところで浅尾議員、議案の題名のところですけども北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書についてという表題でいいですか。はい、それとあと2枚目の意見書のこれは(案)でいいですか。この2つを、それでは提出者から本議案につきまして委員会付託したい旨の発言がありました。本定例会の議事運営及び議事日程に関わりますので、ここで暫時休憩とし議会運営委員会を開催いたします。それでは委員、委員外の方も小会議室の方へ移動をお願いいたします。それでは執行部の方お待ちください暫時休憩いたします。

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

議会運営委員会副委員長から先の動議の出されました追加議案の取り扱いの報告をお願いいたします。

副委員長。

議会運営委員会副委員長（櫻井孝憲君）

失礼いたします。報告いたします。議会運営委員会では、協議の結果、本案件は常任委員会に付託することと決定いたしました。

議長（加藤彰男君）

ただ今議会運営委員会からの報告の通り、常任委員会に付託いたします。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上を持ちまして本日の議事日程は全て議了いたしました。

次回は会期日程に基づき、10 日月曜日午前 10 時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。